

平成 30 年第 4 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 30 年 9 月 11 日(火曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 13 時 36 分

議事日程

開会 平成30年 9 月11日 (火) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 2 号 平成30年度阿武町定住促進住宅(東方)新築工事の請負契約の締結について

日程第 6 議案第 3 号 平成30年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)

日程第 7 議案第 4 号 平成30年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)

日程第 8 議案第 5 号 平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)

日程第 9 議案第 6 号 平成 29 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 1 号から議案第 6 号を委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	中	野	祥	太	郎
2 番	伊	藤	敬	久	
3 番	市	原		旭	
4 番	池	田	倫	拓	
5 番	小	田	高	正	
6 番	田	中	敏	雄	
7 番	清	水	教	昭	
8 番	末	若	憲	二	

欠席議員 なし

代表監査委員 永 柴 義 廣 体調不良により欠席

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今年の夏は、昨年同様に猛暑になり、6月20日の梅雨明けから大変暑い日が続き、7月、8月には35℃の猛暑日が続くなど皆さん体調管理に大変苦勞されたことと思います。

一方、7月には集中豪雨により広島県呉市や岡山県さらには山口県東部に於いて甚大なる被害が発生しました。また、今年台風が今までに無いような早さで多く発生しました。5日連続で発生したこともあり、特に9月5日に四国に上陸しました台風21号は近畿地方をはじめ各地で、今までに経験したことのない暴風が吹き、また、高潮によって甚大な被害が出たことは皆さんご存じだと思います。

そして、9月6日午前3時8分に発生しました、北海道胆振東部地震においても、多くの皆さんが亡くなられ被災されました。一瞬にして多くの山肌が崩壊した写真を見ますと、信じられない光景でありました。ここに亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様方にお見舞い申し上げます。

いま、世界的に異常な天候等が発生していて、想定外という言葉が度々耳にすることが多くなっていますが、その想定外の出来事が、今後、想定内になろうとしているのではないかと大変危惧しています。

想定外というところでは、住民の皆様方が強い懸念を持っています「イージス・アショア」のむつみ演習場への配備計画であります。まさに、我々阿武町

民にとっては想定外の話であります。

本日も、福賀地区全 16 自治会・4 農事組合法人並びに、うもれ木の郷女性部四つ葉サークルの皆さん方から、議長宛に「イージス・アショアのむつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願」が提出され、先ほど私が受理しました。今期定例会中に、住民の皆様方の意見を踏まえ、しっかり審議させていただきます。

本日は、議員各位におかれましては、諸事ご多端の中を平成 30 年第 4 回阿武町議会定例会の招集にあたり、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。本定例会におきましては、平成 29 年度各会計歳入歳出決算の認定が審議されます。議員各位の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案 6 件、全員協議会における報告 2 件、また 2 人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、8 人全員です。ただ今から、平成 30 年第 4 回阿武町議会定例会を開会します。

なお、永柴代表監査員さんには、決算議会でありますので出席をお願いしておりましたが、体調不良のため今期、会期を通じて欠席されます。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。また、本会議終了後、現地踏査が行われます。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 6 月 21 日開催の平成 30 年第 3 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

7 月 2 日 山口県萩地区暴力追放運動協議会総会が萩市役所で開催され、本職が出席しました。

7 月 3 日 山口県町議会議長会 7 月定例会が山口市の自治会館で開催され、本職が出席しました。

7 月 10 日 主要県道益田阿武線(福賀～奈古間)完成式典が現地で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

7 月 22 日 第 25 回なご夏まつり日本海イカダ大会の開会式が道の駅阿武町海浜で開催され、本職が出席しました。

7 月 25 日 イージス・アショアの配備計画に対する住民要望の申し入れが防衛省で行なわれ、本職が出席しました。

8 月 17 日 山陰道(益田～萩間)整備促進、萩・小郡間地域高規格道路整備促進に関する要望活動が国土交通省ほかで行われ、本職が出席しました。

8 月 20 日から 22 日にかけて、山口県町議会議長会研修視察が千葉県長生村及び東庄町ほかで開催され、本職が出席しました。その資料は議員控室に置いてありますのでご覧ください。

8 月 23 日 第 25 回阿武萩和牛共進会がむつみ肉用牛集出荷施設で開催され、本職が出席しました。

8 月 28 日 山口県町議会議長会、議会実務研修会が田布施町商工会館で開催され議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

9 月 4 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営等について協議されました。

9 月 5 日から 7 日にかけて、各地区において敬老の日大会が開催され、議員各位、長寿に対する祝意を述べられたことは、ご高承のとおりです。

9 月 10 日 阿武小中学校運動会が小中グラウンドで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承の通りです。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで今期定例会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦） 平成30年第4回阿武町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、公私ともにご多繁の中を、本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申しあげます。

さて、今年の夏は肌を突き刺すような強烈な日差しと、そして正に殺人的な暑さが続き、7月23日には、埼玉・熊谷市で、国内最高記録となる41.1℃が観測されたところであります。

また、阿武町においても7月下旬から9月1日の未明まで、1カ月以上に渡って日照りが続き、まとまった雨が降らないという異常な天候が続き、私たち人間にとっても農作物にとっても規格外の大変な猛暑の夏となり、特に、野菜や果樹を栽培されている農家の方々にとりましては、渇水に対する経費や労力が大変な負担であったと伺っているところであります。

その様な中、7月上旬に西日本を中心とした活発な梅雨前線により発生した西日本豪雨災害では、広島、岡山両県を中心に15府県で死者数は200人を超え、今も行方不明者がある中、山口県においても3人の方がお亡くなりになられ、今なお1,500人以上の方が避難生活を余儀なくされているほか、農林水産業における被害総額が2,000億円を超えるなど甚大な被害となりました。

被災地においては、住民がボランティアの手を借りて泥の除去や壊れた家具の運び出しなどが行われ、猛烈な暑さが復旧作業の妨げになるなどの大変な状況の中、阿武町からも町の職員、そして社会福祉協議会の職員らが災害ボラン

ティアとして被災地に駆けつけ、猛暑の中で住宅に流れ込んだ土砂の搬出などの活動を行ったところであります。

そしてここに来て北海道地震では、死者 41 人という大きな犠牲も出ました。ここで改めまして、豪雨災害等によりお亡くなりになられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にはお見舞い申し上げます、一日も早い復旧・復興を願うところであります。

また、台風も多く来襲し、7月下旬には、強い台風 12 号が東側から西日本日本列島に接近・上陸し、本州を西に進む異例の事態となり、8月下旬には台風 19 号に続いて台風 20 号、9月4日には台風 21 号が日本列島を襲い、暴風や大雨により各地で甚大な被害が発生したところであります。

幸いにも阿武町におきましては、台風の大きな影響を受けることなく、猛暑の夏を何とか乗り越えることが出来ましたが、台風シーズンを迎えた今日、まだまだ予断を許さない状況であります。何とか台風の影響を避けながら実りの多い秋が迎えられるよう願うところであります。

こうした中、私は町長としての最大の責務は、何と申しましても住民の安全と安心をしっかりと確保することであると思っております。

ご案内のとおり、6月1日、山口県庁において、大野防衛大臣政務官からイージス・アショアに関する配備計画の説明を受け、それ以来今日まで3回の説明会の開催をはじめ、7月2日には、「イージス・アショア配備計画の撤回を求める住民の会」、そして7月5日には「農事組合法人うもれ木の郷女性部四つ葉サークル」の皆さんによる「イージス・アショアむつみ演習場配備計画の撤回を求める嘆願書」、7月9日には福賀地区全 16 自治会長及び全 4 農事組合法人代表理事組合長の連名による「陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊萩市むつみ演習場への配備計画撤回の防衛省への申し入れを求める要望書」を、それぞれ多くの関係者の立ち会いの下で、私が

直接受け取ったところであります。

そうした中で、私は、「地元の意向を何ら考慮もなく、猛烈なスピードで突き進む防衛省の動きを一旦止め、立ち止まって考える時間的猶予を設ける必要がある。そして何より、皆さんからの切実な思いを、どうしても直接、防衛大臣に伝えたい」という思いから、7 月 25 日に、先ほどもありましたが末若議長さんと一緒に上京し、残念ながら小野寺防衛大臣にはお会いできませんでしたが、防衛省において、政務三役であります大野防衛大臣政務官に直接面会することが出来、政務官に対し、皆さんから提出された要望書と嘆願書の写しを手渡すと共に、しっかりと地域の皆さんの思いを、私の言葉としてお伝えし、同時に、調査事業の開札の延期も要請したところであります。

私は、イージス・アショアに関する問題は、福賀・むつみ地区だけの問題ではなく、将来を見据えた中で、阿武町民全体で気持ちを一つにして、腹を据えて真剣に取り組んでいかなければならない重要な問題であるとの認識を強く持っております。

地質・測量調査、電波環境調査に係る開札が明日に控えている訳であります。こうした中、今朝ほどは、「イージス・アショアのむつみ演習場への配備計画の撤回求める請願書」が議長宛に提出されたとお聞きしましたが、私といたしましては、以前から申し上げておるとおり、「調査することと、むつみ演習場への配備計画への判断」は別物と考えているところでありまして、この問題につきましては、今後とも町民の思いを大切にしながら、議会と一緒に頑張って対応していきたいと思っておりますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、ご案内のとおり、去る 7 月 10 日には、昭和 30 年の昭和の大合併からの長年の懸案であり悲願でもありました主要地方道益田阿武線の完成式典を開催したところであります。

この工事の完成により奈古・福賀間の物流や通勤・通学における距離と時間が短縮されたところではありますが、私は何よりも町民同士の心の距離が近くなったのではないかと感じているところでありまして、このことが今後、単独町政を堅持して行く中で、今回のイージス・アショア配備計画のような大きな問題に対しましても、町民が、それぞれの地区の町民としてではなく、奈古も福賀も宇田郷も一緒に、阿武全体の町民として一つになっていくための、大きな効果を発揮してくれるのではないかと期待しているところでもあります。

なお、この県道益田阿武線につきましては、以前に改良済みの区間において尚、依然として急峻かつ、急カーブや改修が必要な箇所が何カ所かあります。一応は完成したところではありますが、このことにつきましては、引き続き山口県に対して強く要望していくつもりであります。

このほか、7月 22 日には「ABUスイムラン大会」を、道の駅阿武町下の海岸を発着点に初めて開催しました。第 1 回目ということで、1.5 k m のスイムと約 10 k m のランのみの競技でありましたが、ランにおいては沿道からの拍手や声援だけでなく、暑さ対策のためにホースやバケツ等で水かけを行い選手をサポートする光景があちらこちらで見受けられるなど、地域住民やボランティアとのふれあいをはじめ、幅広い皆さんの協力が得られた素晴らしい大会であったと感じているところでもあります。また、大会後、多くの出場選手の方々から、町民の皆さんの心のこもったおもてなしに対する感謝のメール等が多数寄せられておるところであります。

今後、この大会の輪が更に広がって行くことを願いながら、将来的にはバイクを含めた本格的なトライアスロン大会が実現できたらいいなというふうに思っているところでもあります。

また、少し前の話になりますが 6 月 28 日には、行政をはじめ、漁協、商工会、レジャー船の経営者、シーカヤック指導者、学校教職員などの関係者によ

る、「萩ジオパーク構想阿武町地域会議」これを発足し、7 月 29 日から 8 月 1 日までの 4 日間、萩ジオパーク構想の日本ジオパークネットワーク加盟認定に向けた現地審査が行われ、この審査では、新たに阿武町が萩ジオパーク構想に加わったこと等により、モドロ岬など、新たなジオサイトの発掘やストーリー性が良くなったことなどが高い評価を得たところであります。

私は、このジオパーク構想の推進につきましては、観光資源の乏しい阿武町にとりましては、新たな観光資源につながるのではないかと、そういったチャンスではないかと捉えておりますので、9 月 20 日に発表される予定の審査結果、これが待ち遠しいところであり、今後、こうした取り組みを発展させていきたいと思っているところであります。

また、山口県におきましては、いよいよ「山口ゆめ花博」が、この 14 日に開幕し、11 月 4 日までの 52 日間、山口きらら博記念公園で開催されます。

特に、今年は明治開元 150 年という節目に当たり、明治 150 年プロジェクト「やまぐち未来維新」の中核イベントに合わせて、第 35 回全国都市緑化やまぐちフェアが開催されるということで、会場には、1 千万株の山口県の花が華やかに咲き誇り、個性豊かな 8 つのゾーンが設定され、魅力のある様々な体感・体験プログラムが繰り広げられ、子どもからお年寄りまで、多彩な企画が楽しめる構成となっておると聞いております。

なお、開幕から 3 日目の最初の日曜日となる 9 月 16 日が阿武町の日となっており、本町からは、阿胡スティックスによるバンド演奏をはじめ、フラダンス、銭太鼓、福賀の神楽舞が、森のピクニックゾーンの特設ステージで披露されるほか、PR ブースではアブクロ・ワークショップ、ミニ四駆体験、阿武町の物産と PR コーナー、福賀梨の試食・販売を予定しており、この阿武町の日に合わせて、阿武町から会場までの送迎バスも運行することとしております。

さて、月日の経つのは本当に早いもので、今年度も早 5 カ月間が過ぎました

が、参考までに、上期のこれまでに完了している主なハード事業等を申し上げます。道路関係では、国道における町の玄関口の景観を整備する「阿武町交通安全塔周囲ソイル舗装工事」、破損したひだまりの里から体育館に渡る渡り廊下撤去工事、そして「道の駅阿武町駐車場の段差改修工事」、そして河川関係では「遠根川浚渫工事」、施設整備につきましては、「のうそんセンターの空調設備更新事業」、町の全公用車への「ドライブレコーダー設置事業」等を完了しております。

また、教育委員会関係では、「福賀小学校屋内運動場トイレ水洗化改修工事」、「福賀小学校普通教室空調設備整備事業」をはじめ、「阿武中学校屋内運動場屋根改修工事」、「阿武中学校特別教室空調設備整備事業」。このほか、「町民センター・多目的ホール照明施設改修工事」、宇田ふれあいグラウンド及び町民グラウンド、そして宇田ふれあい体育館及びグラウンドの各トイレ改修工事等を行う「社会教育施設等整備事業」等が完了し、「阿武小学校特別支援教室増築事業」につきましては、9月末の完成を目指して順調に工事が進んでいるところであります。

なお、今回の空調設備の工事により、町内小中学校の普通教室の冷房施設整備率は 100 パーセントとなり、特別教室と合わせると 76 パーセントで、全国的に見てもトップクラスの整備率となったところであります。

また、新規の主なソフト事業といたしましては、みどり保育園の延長保育事業をはじめ、阿武町暮らし支援センターの開設・運営、グリーンパークあぶの芝生植栽事業、企業誘致推進事業における推進員の任命、定住対策における都市部でのイベントへの参加や独自開催、住宅取得交付金や空き家リフォーム補助金の拡充、自衛隊音楽隊コンサート招致事業のほか、農業関係ではキウイフルーツの振興を図る農業生産力等機能強化対策事業による地形測量業務、道路関係では大規模林道波佐阿武線の奈古谷橋橋梁点検事業が完了。

更に、萩ジオパーク構想推進事業に関しましては、これまで認定のための学習活動や現地審査に向けた取り組み等に力を入れてきたところではありますが、これからは認定後をにらんで、モドロ岬など、新たな切り口による資源を活かした施策の展開を検討しているところでもあります。

いずれに致しましても、引き続き今年度計画しておる各種事業につきましては、継続事業を含め、早期着手、早期完了に取り組むこととしているところがありますので、議員各位におかれましては、今後とも幅広いご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は 6 件で、その内訳は、放課後児童支援員となる基準の改正に伴う条例の一部改正をはじめ、5 千万円を超える東方の定住促進住宅新築工事の請負契約の締結、8 月の人事異動に伴う人件費及び災害復旧費の追加等に伴う一般会計補正予算、このほか国保事業勘定及び介護保健事業特別会計の補正予算、そして、監査委員さんからの監査結果の報告について、地方自治法の規定により認定のお願いをする平成 29 年度の「阿武町各会計歳入歳出決算の認定について」であります。

次に、全員協議会での報告につきましては、平成 29 年度決算における健全化判断比率等についてご報告する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び、町の執行に係る工事等の「契約の締結報告」の 2 件であります。

なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、ここでの説明は控えさせていただきます。その都度、担当参与からご説明いたさせていただきますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において、5 番、小田高正君、6 番、田中敏雄君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りします。今期定例会の会期は、すぐる 9 月 4 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 9 月 20 日までの 10 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 10 日間と決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 2 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。最初に、7 番、清水教昭君の一般質問をおこないます。ご登壇ください。

○7 番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会に、ご出席の皆様、「おはようございます。」阿武町議会議員の、清水教昭です。さて、これから大きく 4 項目の、一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

1 項目、森林を豊かにするための事業展開についてです。平成 30 年度の施

政方針と主要な政策の概要を読み込みますと、産業対策の林業においては、町有林の健全な育成、森林の多面的機能の維持、良質優良材の生産に向けて、保育事業を行うということで、「町有林造林事業」があげられています。これに対して農業、水産業は多くの事業があります。しかしながら、林業の事業が少なすぎます。つきましては次の質問にお答えを、お願い致します。

1 点目が、新規林業就業者定着促進事業の取り組みです。農業、漁業については、この手の事業に取り組まれています。林業のみがありません。

林業の担い手確保は大変に重要です。その為には募集をどこから行うのかであるが、中国地方の 5 県では林業科があるのは、島根県立農林大学校のみです。教育内容・カリキュラム、取得できる資格・免許と実践を想定した実習もあります。難点は入学者が少ないことです。従って、早い段階での応募と、きめ細かなプレゼンテーションが必要です。

2 点目、森林活力再生事業の取り組みです。荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採事業に取り組まれているはいかがでしょうか。せっかく育った森林に、竹が繁殖してくると、竹の根の勢いが勝り、木の根を駄目にしてしまい、木の幹の中側が根元から腐り始めます。また、川のそばに竹林があると、土壌の養分を吸い取られてしまい、そこから流れ出た水が海に出ると、今度は藻がやせて枯れてきます。竹もある程度は必要ですが、繁茂しすぎると自然環境が大きく変化をしてきます。

いずれにしても産業対策で幅広い事業展開を期待します。町長のお答えをお願い致します

○議長 ただ今の 7 番、清水教昭君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 清水議員のご質問は、森林を豊かにするための事業展開ということで、第 1 点目として、新規林業就業者定着事業の取組という内容でのご質問で

あります。

趣旨と致しましては、平成30年度阿武町一般会計予算の中で、農業や漁業に新規就業するための事業への取組はあるけれども、同じく第1次産業の中での林業への取り組みがない。林業への担い手確保をどのように取り組んで行くかということであろうと思うところであります。

まず、林業は、農業や漁業と違い、苗木を植えて収穫、所謂伐採ですけども、これに至るまで、用材としての標準的な伐期は、スギで35年、そしてヒノキで40年と言われておりまして、きわめて長く、日当たりや土壌条件によってさらに10年、20年を要する場合もあるところであります。また、近年の用材の需要低迷により、木材の価格低下も林業に従事する担い手が減少してきていることは、これが影響して担い手が減少していることは議員ご高承のとおりであります。

元来、当町において、農業や漁業の専業はありますけども、林業は、主に農家における冬場の収入を得るために行われてきた季節労働的な職業であり、林業を専業とすることは現実的ではない訳ではありますが、しかしながら、国土の約7割は山林であり、林業への新規就業は必要でありますことから、定着促進のために、山口県では平成25年度から定着給付金制度を創設してきたところであります。これは、林業においては、森林の育成状況により様々な作業があることや、地形などの自然条件に応じた技術も必要であり、林業従事者として一人前と認められるまでに、最低でも3年から5年かかると言われておりますことから、新規就業者育成のため、新規就業者を雇用した認定林業事業体と称される法人に対して、最大3年間にわたり年120万円を支給する制度が設けられており、県の森林企画課によりますと、年間約20人程度に対して支給がされており、平成29年度における阿武萩管内での支給実績につきましては2名とのことを聞いております。

次に、林業のカリキュラムを有する島根農林大学校のご紹介をいただいたところではありますが、山口県内におきましても林業に関する専門コースがある学校がございます。その学校といたしましては山口県立山口農業高等学校があげられるところでもあります。県教育庁高校教育課によりますと、同校では、定員 40 名の環境科学科において、第 2 学年から「森林資源コース」「農業土木コース」の 2 つの専攻に分かれて「森林資源コース」では、森林科学、経営、林産物利用、測量等について専門的に学んでいるとのことでありました。なお、「森林資源コース」を専攻した生徒の就職先の 1 例としましては、森林組合や林業事業体があるそうではありますが、その対象者は数名であるとのことでありました。そして、森林組合や事業体への就業が、本当に林業家と言えるか、ただの従業員ということではないかというふうな疑問もあるわけでありました。

また、高等学校や農業大学校などの専門カリキュラムを学ばなかったものの、林業を目指そうとする人が、林業の基礎を学ぶ施設といたしましては、山口県森林整備支援センターがあります。センターでは、就業後必要な基礎知識や技術を学ぶ研修を行い、研修後には、森林組合等で働きながら知識や技術を身につける研修を最長で 3 年間行うことができ、その間におきましても、先ほど紹介いたしました給付金制度が利用できるということでありました。

なお、採算性と環境保全を高い次元で両立できる林業として、近年、「自伐型林業」が注目されるようになってきております。「自伐型林業」は、長期にわたる択伐式の施業方法であり、再生林の回数を減すことができることから、同じ森林で長期的な森林経営ができるほか、初期投資につきましても、比較的小型機械で行うことから低コストが図られるとされているところではありますが、ひとりあたりの施業面積として、専業では 30 から 50 ヘクタール、兼業で 10 から 20 ヘクタール程度のまとまった森林という基盤が必要となると言われております。

このような背景を受けて、高知県佐川町では、自伐型林業を核とした間伐推進と雇用創出を掲げて、「担い手育成」、そして「林地の集約化」、そして「森林情報の整備」これを三位一体で推進することとし、まず、担い手育成といたしましては、地域おこし協力隊制度の活用と町民対象の研修会を実施しているとのことであり、現時点では、30ヘクタールの町有林を活用した、道づくりや伐倒等の実習を行っているとのことであります。特に、地域おこし協力隊は、平成26年度から毎年5名程度の雇用を継続しており、昨年度任期を満了した2名が、町内で林業就業しているとのことであります。なお、町民を対象とした研修といたしましては、チェーンソーの取扱、伐木・造材、道づくりなどの内容で毎年開催しているとの事でありました。

また、「林地の集約化」といった面からは、相続登記ができていない森林や、不在地主の森林の所有者情報を調査するために、「山林集約化推進員」による意向調査を実施し、森林機能の維持・回復の観点から、希望者からは20年間の契約での、町が管理を受託する他「森林情報の整備」では、航空レーザー測量による森林資源情報等の把握をすることにより、一層正確な森林情報を集積するとのことであります。

当町といたしましても、この事例を参考にしながら、地域おこし協力隊の活用と退任後の就職を含め、どのような就業の取り組みが出来るかなど、可能性を模索しながら検討して参りたいというふうに思っております。

次に、第2点目のご質問は、森林活力再生事業の取り組みということであり、具体的内容といたしまして、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採事業への取り組みを促進し、健全な森林の保全をというご主旨であろうかと思っております。

近年、居住区域と裏山の間、所謂里山の手入れ、保全が実施されていないことから、繁茂竹林の対策は多くの要望が寄せられるところでもあります。また、里山の荒廃は、鳥獣の隠れ家となり、農作物等への被害にもつながることとな

ります。

このようなことから、山口県では、荒廃森林や繁茂竹林の解消を行う事業といたしまして、平成17年度に「やまぐち森林づくり県民税」これを創設し、安全で快適な県民生活を守るための目的税制度を導入したものでありますが、この制度は、住民税課税対象者に対して、個人では1人、年500円、法人では県民税均等割額の5パーセント相当額の、年1千円から4万円の森林税を賦課、徴収し、荒廃森林の解消に向けた整備事業や、繁茂竹林整備事業を行っているところでもあります。

ここで、阿武町内におけるこれまでの繁茂竹林整備事業、これの実績をご紹介しますと、平成17年度には、惣郷の御山神社裏山、これで1.31ヘクタール。翌平成18年度には、奈古の大覚寺裏山、それと宇田興昌寺裏山、ここで合わせて3.05ヘクタール。更に平成19年度には、福賀太用寺の裏山で1.5ヘクタール。平成20年度には、宇田八幡宮周辺で4.31ヘクタール。平成22年度には、福田八幡宮周辺で4.9ヘクタール。平成23年度には、宇田、郷地区で3.57ヘクタール。平成24年度には、福賀、旧ライスセンター周辺で0.91ヘクタール。平成25年度には福賀地区の久瀬原・下東郷集落において3.57ヘクタール、平成28年度、29年度につきましては宇生賀において2.75ヘクタールの繁茂竹林整備事業を実施してきておまして、なかなか目にはつきませんが、事業開始から13年間で、11地区、延べ25.87ヘクタールもの整備事業が実施されたところでもあります。

当該事業のルールといたしましては、1年目に繁茂竹林の伐採、2年目、3年目には県による再生竹の伐採管理、そして4年目、5年目は地元住民による再生竹を伐採管理することが要件となっております。

なお、今年度につきましても、宇生賀において0.52ヘクタール、福賀地区栃原において0.54ヘクタールの繁茂竹林整備事業が引き続き実施される計画となっているところでもあります。

この事業は、繁茂竹林の解消、森林の再整備に大変に効果がありますことから、町といたしましても、地元の要望を調査しながら、県に事業実施を引き続きお願いして参りたいと考えているところであります。なお、当該県民税は、荒廃森林や繁茂竹林解消を対象とした目的税であり、財源に限りがありますことから、要望された全ての地区ですぐに事業が実施されるというふうなことは確約はされない、ということをご理解いただきたいと思えます。

今後におきましても、このような有利な制度を模索し、また利用しながら、住民の皆様の要望に応えたいと考えている次第でございます。以上で、答弁を終わります。

○議長 7 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7 番 清水教昭議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、7 番。

○7 番 清水教昭 山の木々はですね、20年、また40年では販売価値はすこぶる低いです。人間の寿命が、2世代から3世代と続き、初めて価値のある木が伐採できます。従って、若い世代の林業就業者が必要になります。よって、今まで答弁をお聞きし、次の質問を行います。

新たな農林業拠点への、先行情報の入手と若手林業者の確保ですが、県立農業大学校、防府市にございます。と、県農業試験場、山口市の統合案がだされ、県は、新たな農林業の拠点を作る案を次期総合計画「やまぐち維新プラン」の素案に盛り込んでいます。学識経験者の意見を参考に、11月ごろ基本計画を策定する方針です。阿武町として、若手林業者の確保について、早い段階からアプローチをしてみませんか。このことについて、町長のお答えをお願い致します。

○議長 はい。町長。

○町長 県の新たな総合計画であります「やまぐち維新プラン」における、県

立農業大学校や農業試験場を対象とした、山口県農林総合技術センターの 7 施設の集約・統合計画に関連しまして、統合した林業に関する研修センターで専門技術を習得した若者を、町の林業振興のために、知見をもった人材の確保をされてはどうか、というふうなご主旨であったかと思えます。

現在山口県の、農林総合技術センターを組織する施設は、7 つありまして農業大学校それから、農業試験場、病虫害駆除所、それから柑橘振興センター、それから花き振興センター、畜産試験場、そして林業指導センター、この 7 つであります。これらの施設は、山口市、防府市、柳井市、美祢市、周防大島町など、拠点がそれぞれに分かれていますことから、これを集約・統合して、新たな農林業の拠点をつくる案がプランの素案に盛り込まれております。

7 つの施設には、議員ご指摘のとおり林業に関する施設、「林業指導センター」これが含まれておりますが、現在、山口市の宮野上に立地しておりまして、カリキュラムといたしましては、一定の経験を有し、林業に携わっている森林組合等の林業事業体の職員が、より高度な林業の施業技術であったり、施業の監督的な役割を担う研修を行う施設となっていると聞いております。

ここでの、高度な林業の施業技術といわれますのが、現場で施業をするために必要な技能、具体的には、車両系建設機械の運転技能、玉かけ、それから小型移送式クレーン運転技能、機械集材装置の運転教育など、全 12 カリキュラムを履行し、資格取得し、高度林業作業士と呼ばれる資格が与えられるということでもあります。

このようなことから、議員がおっしゃっておられます若手林業者の確保という視点から判断いたしますと、現在の林業指導センターが養成しております林業に関する技術者は、あくまでも現場の施業を安全かつ効率的に作業するための指導者を育成するというふうな感じの強い研修施設であって、議員が期待されるような林業のプロフェッショナルを、本人ですね、本人が林業のプロフェ

ショナルを養成する程の専門学校的なものということではないかと思うところであります。

従いまして、町有林の効率的な施業に当たりましては、これまでどおり、県農林水産事務所森林部の職員や森林組合の職員の助言を受けながら進めて参りたいと考えている次第であります。以上でございます。

○議長 7 番、再々質問ありますか。

(7 番 清水教昭議員「ありません。」という声あり。)

○議長 再々質問無いようですので続いて、2 項目目の一般質問を許します。

○7 番 清水教昭 。それでは 2 項目、自然の恵みを活かす河川改修工事の取り組み。去る 7 月 6 日の西日本豪雨では多くの方々に避難・被害と、死者・行方不明者・負傷者が発生をしましたことについては心が痛み、早い復旧と回復を、心から願っております。

その中で 5 年前、2013 年(平成 25 年) 7 月 28 日の日曜日に、山口県と島根県の県境で大雨が降り、山口市で 1 時間あたり、143.0mm という山口県内で観測史上最大、全国でも 11 番目の雨を観測しました。この豪雨で気象庁は、運用予定であった「特別警報」に準ずる対応を取りました。

記憶にあると思いますが「これまでに経験したことのないような大雨」で、『ただちに命を守る行動を取ってください』という異例の呼びかけを致しました。そして、人的被害・建物等被害・農作物被害・河川等崩壊が発生をしました。阿武町にある 5 つの、郷川・木与川・宇田川・白須川・大井川の 2 級河川も、相当な被害が発生をしました。つきましては、次の質問にお答えをお願い致します。

一つは、自然豊かな宇田川と白須川に鮎が泳ぐ環境づくりです。この 2 つの 2 級河川も被害が発生をして、護岸工事と井堰と用水路工事がされました。しかし、コンクリートを使用することで、そこで生活をしていた、淡水魚、昆虫

が激減しました。特に鮎は白い腹を水面に出して絶滅です。今日まで、現状復帰はしていません。

原色日本淡水魚類図鑑で執筆した、京都大学名誉教授・同教授また愛媛大学教授の資料によると、「汚濁水と河川改修なるものに注意すること、小さい砂防堰とコンクリートの直線的護岸は、鮎の生息場所を大きく減少させている」と記載されています。

そこで、淡水魚の現状復帰をさせる為に、鮎を含めて、養殖魚等の放流ができないのか、お聞かせ下さい。

2 点目、2 級河川・準用河川・普通河川での自然にやさしい護岸工事の仕方についてです。ゲンジボタルで有名な、山口県庁前に流れる「一の坂川」があります。これは大内氏 24 代弘世（ひろよ）の時代（1369 年頃）に京の公家三条氏の娘を妻に迎え、一の坂川を京の賀茂川、樫野川を淀川に見立て、京に似た町づくりをすすめて、とあります。

昭和 46 年の台風 19 号の影響で、一の坂川の下流側から、掘込み式三面コンクリート張りの河川改修工事を進めていましたが、住民と行政が真剣に協議をかさねた末に「ホタル護岸」が生まれました。

そこで、阿武町がかかえる河川で自然にやさしい護岸工事の工法についてお聞かせ下さい。併せて、工法に種類があるのならば、それがどのようにして、施工決定をしていくのかも、お聞かせ下さい。

以上、質問内容は、2 点になります。町長のお答えをお願い致します。

○議長 ただ今の 7 番、清水教昭君の 2 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 「自然の恵みを活かす河川改修工事の取り組みについて」のご質問でありますけども、先ず一つ目の「自然豊かな宇田川と白須川に鮎が泳ぐ環境づくりについて」と言うことで、具体的な内容といたしましては「災害復旧等に

より減少した淡水魚等を復帰させるために、養殖魚等の放流ができないか」というふうな、環境の質問であったと思います。

初めに、宇田川と白須川の護岸についてご説明を致します。この 2 本の河川につきましては、大部分の護岸が昭和 40 年の大雨で崩壊したのに伴い、災害復旧事業と改良事業を併せた災害関連事業によって工事を行っております。その後の大雨等で被災を受けた箇所につきましては、その都度、通常の災害復旧事業で工事を行っており、近年では、平成 25 年 7 月の豪雨で災害復旧工事を行っていることは、議員ご承知のとおりであります。

この災害復旧工事は、現況復帰が原則となっておりますけれども、現況の復帰が不可能な場合においては、従前の効用を復旧するための施設、または、著しく困難又は不適當な場合においては、これに代わるべき必要な施設で復旧されることとなっております。

近年の河川災害復旧工事につきましては、平成 9 年に河川法が改正されその目的として治水、利水に加えて「河川環境の整備と保全」が位置付けられたことから、災害復旧に当たっても平成 10 年に「美しい山河を守る災害復旧基本方針」これを策定し、治水機能のみを復旧するのではなくて、自然環境等河川が持っている様々な機能を含めた従前の効用の復旧を図ることとされたところがあります。

そこで、議員ご質問の「淡水魚の現状復帰をさせるために、鮎を含めた養殖魚等の放流」ということでありますけれども、淡水魚等の減少につきましては、議員ご指摘のとおり、コンクリート等を使用することによる理由もあるかもしれませんが、これと相まってサギ等による捕食、それから河川のそれぞれの汚濁、それから洪水等自然状況によること等の大きな要因ではないかと考えております。

たとえ鮎を含む淡水魚等の放流を致しましても、このような自然条件や現在

の河川の環境の下では、棲み着いていくのは難しいのではないかなと考えております。

今後、棲み着くようにするには、川の環境を整えれば可能ではありますが、そういうことを全体的に整えてまいりますと、自然に海から遡上してくるのではないかなということでもあります。

参考のために、鮎の放流に関係する助成金につきまして近隣の市に確認致しましたところ、鮎の放流について助成金を出しているところもありましたが、助成金は、あくまでも内水面の漁業協同組合となっているところに出しております、これは自然環境と言うよりも漁業の振興ということでもあります。ちなみに、阿武町には内水面漁業協同組合はございません。漁業と言うことであれば無理やり放流はできますが、阿武町においては、少し違んではないかなというふうに思っております。

次に二つ目の「2 級河川・準用河川・普通河川での自然にやさしい護岸工事の仕方」と言うことで、具体的には「自然にやさしい護岸の工法、それと工法の種類並びに施工決定の仕方」ということではありますが、阿武町においては、県が管理する 2 級河川、町が管理する準用河川と普通河川がありますが、県が管理する河川改修事業につきましては、計画段階で地元関係者と協議をしながら事業を進めると聞いております。

次に、町が管理する河川の改修事業につきましては、今まで、道路改良事業と違い、多数の工事箇所があるわけではございませんけども、河川の現状を調査した上で工法を選択し、計画しているところであります。

ご質問の自然にやさしい護岸工事の工法とのことではありますが、昔は、通常のコクリートブロックを使用した護岸工事が多かったわけではありますが、近年においては、田待川でホタルの生息に配慮した護岸工事、奈古の土ですけども、土川で魚等に配慮した護岸工事を行っております。

こうした環境に配慮した環境保全型護岸の工法はコンクリート製が多く、種類は多種多様でありますけども、これらの工法決定につきましては、平成 9 年に河川法が改正された目的の「河川環境の整備と保全」これを基本に、河川の現状を調査した上で、治水上の安全性を確保しつつ、ブロックの大きさや、施工性を考慮して決定しております。

今後、河川改修事業の計画があるならば、地元と協議しながら更に環境に配慮したということにも、意を用いながら計画していきたいと考えておるところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 7 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7 番 清水教昭議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、7 番。

○7 番 清水教昭 宇田郷の平原集落を流れる河川は、自然の恵みでいっぱいです。人々の生活を潤し、農業・水産業にやさしい水で包んでくれています。今まで答弁をお聞きし、次の質問を行います。

平原集落での護岸工事の工法と、そこから生まれる自然との営みについてです。今回の工法がなぜ選択をされたのか、その背景と理由は何であったのか。また、この工法が平原集落の自然と、どのように関わってくれるのか。ということ町長のお答えをお願い致します。

○議長 町長。

○町長 平原集落を流れる川は、清水議員が言われるように人々の生活を潤して、農業用水としても利用されております。また、本当にミネラルを含んだ水は海に流れて、その栄養で海藻も育ちます。海藻が育つことによって、魚、アワビ、ウニ等の魚介類が豊富となり、森と海の良い関係をもたらす役割を持っております。

そこで、平原集落で「今回の工法がなぜ選択されたのか、その背景はどん

な理由があったのか」という質問であります。平原集落を流れる川は、県が管理する 2 級河川宇田川でありますので、県に確認をいたしました。そうしますと今回の工法は、先程答弁いたしましたけども、災害復旧事業によって施工されたもので、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」これに沿って、環境配慮型ブロック選定のフローの中から、施工場所での条件に耐えられる工法を施工したとお聞き致しました。

次に、「この工法が平原集落の自然と、どのように関わっているのか」ということであります。この環境配慮型のブロックでの工法は、これは治水上の安全性を確保したうえで、多様な環境を創出して、豊かで安定的な生態系を可能にした工法、ということで擬石模様、石のような模様ですね。石に似せたブロックであります。コンクリートでありますけども、擬石模様を施して陰影を構成している、陰をつくっているということで、魚介類や水生動物、植物の共存が図られるようになっており、今後も更に、日が経つにつれて平原集落の自然に馴染んでくるのではないかと考えております。

また、議員のご質問の主旨はですね、平原のこの事例だけではなく、河川改修等においては、自然とか環境に配慮した、そういった工法を極力取り入れてほしいということであろうと思っておりますので、その辺は私も十分に頭に入れて今後とも進めて行きたいと考えておるところであります。以上です。

○議長 7 番、再々質問がありますか。

(7 番 清水教昭議員「ありません。」という声あり。)

○議長 再々質問無いようですのでここで、時間を止めて会議を 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 03 分

再 開 10 時 15 分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

○議長 続いて、7 番、清水教昭君の 3 項目目の一般質問を許します。

○7 番 清水教昭 それでは 3 項目、山陰道のインターチェンジ名称についてです。将来の山陰道としての活用も想定し、地すべり地帯を回避する防災対策として「木与防災事業」が、起点「阿武町木与」、終点「阿武町宇田」の延長「5.1km」で、平成 29 年 4 月に事業着手しました。それを受けて、事業説明会も 3 回実施されてきました。そのような背景の中で、「躍動する山陰道」と書かれたポスターが掲示されました。これを受けて、次の質問にお答えをお願い致します

木与防災の起点が（仮）木与西 I C、終点が（仮）木与東 I C についてです。1 月 25 日頃に阿武町奈古の役場 1 階フロアーにポスターが掲示され、現代に至っています。仮称であれ、起点の「木与西 I C」は理解が出来ますが、終点は宇田郷地区ですし、また集落は田部集落です。これが「木与東 I C」とは、どう考えても納得がいきません。

ポスター作成部署をさがしますと、これまた、ビックリです。この部署がこの仮称を付けた意図が読めません。国土交通省中国地方整備局のホームページに入っても、インターチェンジとか、その仮称、また名称の事は一切書いてありません。仮にです。奈古に I C ができたら、相談もなく、その部署が、仮名称をつけても良いものでしょうか。何でこのようなことが、起きるのでしょうか。

アメリカのニクソン大統領が、演説で使用した「サイレント・マジョリティー」の言葉があります。直訳しますと「声なき声」です。阿武町には黙って、静かに、阿武町町政を支持して頂ける、心やさしい皆様方がおられます。期待に添うように「声なき声に耳をかたむけて行動」することが、大切です。

その意味からも、現場に来て頂いて、本当の事実を知り、住民に寄り添った名称にすることが重要です。

そこで、今日まで掲示した理由と、これからの組織的な取り組み、このポスターの掲示取り扱いについて、お聞きします。町長のお答えをお願い致します。

○議長 ただ今の 7 番、清水教昭君の 3 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3 点目、木与防災のインターチェンジの名称の問題でありますけども、「今日まで掲示した理由と、これからの組織的な取り組み、ポスターの取扱についてどうするのか」というようなことではありますが、初めに、木与防災事業の進捗についてまずご説明致しておきますけども。現在は、本線及び工事用道路の地元説明を実施し、それに伴う用地の境界確認を随時実施している状況であります。

また、今月末には、本線の用地買収予定数量の地権者説明会を実施致しますとともに、その後、契約をする予定としており、地元関係者のご協力をいただき順調に進んでいるというふうな状況であります。

そこでご質問でありますけども、「躍動する山陰道」のポスターにつきましては、県が山陰道の整備促進のため作成したものであることはご高承のとおりであります。起点の(仮)木与西インターチェンジ、終点の(仮)木与東インターチェンジと言う名称については、整備中箇所等、現状を分かりやすく示すために、国土交通省の作成した「高規格幹線道路網」を参考に、県で記載したと聞いておるところであります。

しかしながら、この名称について、地元からのご指摘がありましたので、国及び県に「差し替え等の検討はできないか」それぞれ問い合わせたところではありますが、国といたしましては「まだ木与防災事業が整備中でもありま

すし、名称はあくまでも仮称であるため、差し替えることまでは考えていません」という答えでありました。県も「地元の方からご指摘があることは承知しておるが、現在差し替える予算がありません」との理由で対応できないとの回答があった次第であります。町といたしましては、本当にこれを見逃し、地元に対して配慮が足らなかったことに関しましては、申し訳なかったというふうに思っております。

今後は、山陰道のポスター及び資料等で、名称に関係する箇所があった場合には、地元の意向を確認しながら期成同盟会の一員でもありますので、国及び県に働きかけていきたいと考えておるところであります。

また、木与防災事業が完成し、その前後の山陰道の整備完了区間が延長され、インターチェンジを設置するとなった場合においては、当然のことながら正式な名称について、他の山陰道区間を例に取れば、今後、地元市町や県等と意見を聞きながら、国によって決定されるものと聞いておりますので、インターチェンジ設置の計画段階で、該当する地元の意見を十分に反映できるように、町としても県及び国に要望していきたいと考えておりますので、その際には是非ご協力を賜りたいと存じます。

最後に、現在、掲示してあるポスターにつきまして、地元住民のそういった意見もありますので、私どもといたしましては、直ちに撤去したいと考えておるところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長 7 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7 番 清水教昭議員「ありません。」という声あり。)

○議長 再質問無いようですので続いて、4 項目目の一般質問を許します。

○7 番 清水教昭 4 項目、地方自治法と阿武町の組織体制についてです。平成 29 年第 2 回議会定例会において、阿武町副町長定数条例が原案のとおり可決されました。

新たに定数条例を制定し、町長の不在時等の危機管理の強化と事務事業の先導役等としての、副町長を新たに 1 人配置するものとなつています。そこで、平成 29 年 7 月 1 日付けで前総務課長が就任されました。つきましては、次の質問にお答えをお願い致します。

地方自治法で「職務を取り扱わせる必要が臨時に」、とあり、総務課長の臨時の期間についてです。地方自治法の「副知事及び副市町村長の兼職禁止・事務引継」で第 166 条の関係で、国からの通知があります。昭和 27 年 9 月 2 日付の通知で、次のような実例が記載されています。助役（現行法では副市町村長）に、一般事務職員の職務を取り扱わせる必要が臨時に生じた場合においては、いわゆるその職務の「事務取扱」を命ずることはできるものと解する。従って、阿武町の総務課長の不在を「臨時」として、どのように考えておられるのか。すでに 1 年以上たっていますが、「臨時」とは何日間と判断をされるのかお聞きします。

2 点目が、町長が対外的な活動で、町を不在にした日数です。町長代理としての意思決定機能を十分に発揮して、今日まで来られたと考えます。では副町長が就任された 7 月から、この 1 年間に町長が阿武町の領域から、不在になった日数をお尋ねします。半日でも不在であれば、1 日として捉えてください。また、月別で不在が多かった月とその日数を上位 3 箇月ほど、お答えください。

以上、質問内容は、2 点になります。町長のお答えをお願い致します。

○議長 ただ今の 7 番、清水教昭君の 4 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 4 項目目、最初の「副町長兼務における総務課長事務取扱としての臨時的任用」についてのご質問ではありますが、議員ご指摘のとおり、昭和 27 年の通知では、「助役に一般事務職員の職務を取り扱わせる必要が臨時に生じた場合

においては、いわゆるその職務の「事務取扱」を命ずることはできるものと解する」というふうにあります。これは今から 66 年前の行政実例であります。

ご案内のとおり、副知事及び助役制度の見直しに関する事項につきましては、地方自治法の一部を改正する法律において、平成 18 年 6 月 7 日に公布され、翌年の副知事及び副市町村長の設置が施行されたところでありますが、この法律改正は第 28 次地方制度調査会の「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」を受けてなされたものであります。更に、この改正は地方分権を進めるための制度・運用の改革を行うことを意図したものでありまして、その内容は、地方自治制度の弾力化、法令・制度における地方の自由度の拡大と機能の充実等を図る、つまり「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」等を柱とするものであります。

この助役制度の見直しがなされる以前には、「市町村長を支えるトップマネジメント制度は、特別職として、助役を 1 人置くこと」が原則とされてきました。しかし、市町村の規模、その所管する行政分野や事務・事業は大幅に拡大しており、組織運営面における自主性・自律性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要となっておるところであります。

このような背景や現状を踏まえて、改正法では、市町村が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を構築することができるようにするために、地方自治法第 161 条において、助役に代えて副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができるとして、その定数は条例で任意に定めることが出来るとされたところであります。

また、法第 167 条第 1 項において、「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐して、普通地方公共団体の長の命を受けて、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担当事務を監督して、別に定めるところによって、普通地方公共団体の長の職務を代理する」というふうになされたところ

ろでありまして、副市町村長の職務として、首長の補佐や職員の担任する事務の監督といった現行の業務形態に加えて、首長の命を受けて政策及び企画をつかさどること並びに、首長の事務の一部について委任を受けて自らの権限と責任において事務を執行することが明確化されたところであります。

つまりは、この改正法により、首長の命を受けて政策及び企画をつかさどる旨の規定が追加され、副市町村長の職務につきましては、単に内部的な首長の補佐にとどまらず、より積極的に関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行うことが明確化され、これにより、副市町村長は、これまで市町村長が担ってきた、当該市町村全体を視野に入れた、事務方で行いうるレベルを超える高度な政治的判断及び関連する重要な企画の一定部分について、首長の意向・判断の範囲内において、自ら担任事項として処理できるとされたところであります。

また、法第 153 条第 1 項の「長の（首長の長ですね）事務の委任・臨時代理」において、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、またはこれに臨時に代理させることができる」として、町長の委任を受け、その事務を執行する旨の規定も追加されておりますが、この補助機関には副市町村長も含まれることから、市町村長は、法令に特別の禁止規定のない限り、その権限に属する事務の一部であれば当該事務を副市町村長に委任することができることが明確にされたところであります。

なお、これは従来、助役に対する長の事務の委任が規定上必ずしも明確ではなかったことから設けられたものでありまして、副市町村長が長の職務権限の一部の委任を受け執行することを、本来的役割として位置づけるものでもあります。

以上のことから、地方の自主性・自律性の拡大を目指して、法改正により平成 19 年 4 月 1 日に施行された助役制度の見直しにより、補助機関である副町長が、阿武町におきましては副町長が、事務の一部を受けることは既に認められ

ているところであります。

従いまして、市町村長は、法令に特別の禁止規定のない限り、その権限に属する事務の一部であれば当該事務を委任することができ、市町村が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を構築するために、助役に代えて副市町村長を置くこととされたところでありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

また、2 点目のご質問として、町長が対外的な活動で、町を不在にした日数ということですが、これにつきましては、町長車の運転記録表がありますので、昨年 7 月から今年 6 月までの 1 年間の数で、先ほどの用件によりましてお答え致します。

1 年間で町外に出張した日数の合計は 124 日。その内訳は、萩市が 44 日、萩市を除く山口市とかそういった県内出張が同じく 44 日ですね。東京を除く県外出張が 10 日、そして東京出張が 26 日でありその内、出張で最も不在が多かった月は、昨年の 11 月が 18 日、一番多くて、続いて今年の 5 月が 17 日、次に昨年の 10 月と今年の 6 月が 13 日で同じであります、これが一番多かったというふうなことであります。以上で、答弁を終わります。

○議長 7 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7 番 清水教昭議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、7 番。

○7 番 清水教昭 あぶ広報には阿武町が今後とも「安全で安心な町づくり」を標榜し、笑顔あふれる「豊かで住みよい文化の町」を創出していく為に副町長を設置する。と、したためてあります。先の質問の答弁をお聞きし、次の質問を行います。

地方自治法への整合性と、総務課長の「所掌事務の総括」責任です。このような臨時的な職務を 1 年以上置くことについて、山口県庁に問い合わせを行ない、その整合性はどうかであったのか。総務課課長の所掌事務は、給与・防災・

財務とレベルは高く役場の要になります。残り 3 年間の責任をどのように考えておられますか。町長のお答えをお願い致します。

○議長 町長。

○町長 副町長につきましては、ご案内のとおり、阿武町が単独町制を選択した当時、平成 17 年 5 月に開催の臨時議会において「阿武町に助役を置かない条例」これが可決されて以来、助役、後の副町長、これを置なかった訳でありますけども、実質的な業務として、事務分掌や決済等の多くの副町長的な部分、これは実際には、私がやったわけではありますが、これを担い、更に、総務課は、それまでの総務課と企画課、これが統合されて二つの業務を以て総務課となりまして、私は、単独町制の最初に総務課長になってから退職まで、11 年余り、こうした、ある意味 3 つの業務を体験して実施してきたと思っております。

そして、そのことに於いて町民の皆様には大きな迷惑をおかけしたことは、私はないと、いうふうに確信をしております。

そうした中で、私は、町長に就任して執行体制を考える中で、副町長はきちんと置く、そして、それだけでは業務量がつりあいませんので、副町長には、あぶクリエイションの社長をさせると、元々思っておりましたから、その上で併せて総務課長も企画課長もやるのというのも大変でありますから、企画業務を改めて、まちづくり推進課とし、これを総務課から切り離して、所謂副町長の業務から切り離して、総務課から切り離して単独の業務にして課長を設けたということであります。私は、これで業務量は、自分の経験上丁度良いというふうに思っておりまして、地方自治法の組織に関する規定につきましては、基本的に 100 万人の市も、10 万人の市も、1 万人の町も、3,000 人の町も基本的には同じ規定となっております。私は、ここには大きな問題があつて、それぞれの自治体は、それぞれの身の丈にあつた組織形態があり、そうした形で行っていくべきと考えておりまして、法に於いてもそういった幅を持たせるべきであ

るとの考えであります。

繰り返すようではありますが、そうした中で、副町長が総務課長事務取扱を兼務することにつきましては、この 1 年間、言わば実験的に実施して参ったところではありますが、現段階で行政事務が滞るようなことは発生しておりませんし、職員からは、決済等のスピード等、効率性があがったというふうな声も聞いておるわけであります。

また、これも繰り返しになりますけども、副町長が、副町長のみ、の、だけとして業務で 1 人で業務を、一人役をとるということにつきましては、先ほどからいろんな高度な政治的判断というふうなこともあります、如何に特別職とは言いながら、大きな私はやっぱりムダを生じるというふうに思っておりますので、これを単独で置く気はありません。ご理解願えたらと思います。

なお、この件につきましては、県の市町課に問い合わせも行っているところではありますが、県の見解といたしましては、「必ずしも適当とは思わないが、1 年以上継続していることを以て、直ちに違法等の問題を生じるものではない」というふうな回答を得ているところでありますので、申し添えておきます。以上です。

○議長 7 番、時間が来たんですが、再々質問はありますか。

(7 番 清水教昭議員、「ありません。」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、これを以て 7 番、清水教昭君の一般質問を終わります。

○議長 次に 5 番、小田高正君の一般質問を行います。ご登壇ください。

○5 番 小田高正 皆様こんにちは。小田高正でございます。本日は大きく 3 項目ほど、執行部にお尋ねしたいと思います。小さな声を必ず届けていきたい、その思いからでございます。

1 項目目、集中豪雨に伴う土砂災害等の対策についてです。地方創生のまちづくりは、その町の良さを大いにアピールし、内外に向けて発信する。このまま少子高齢化が進めば、2040 年頃、人口が半減する。人がいなくては、町じゃない。若者がいない町に発展はない。高齢者を支えるためにも、若い方が阿武町の美しい自然と町の仕組みに魅力を持ち、夢を持って住んで頂く。この危機感のもと、人口定住対策と観光戦略など、さらに大胆に行うべき課題であり、執行部においては、全職員一丸、即実行、フル回転で町の仕組み構築に向けて、頑張ってもらいたいと思います。地方創生には、町の発展と継続性が含まれています。選ばれる町を目指すなら、将来に亘り、安全な阿武町を建設し、住民の安心を図ることが重要です。そこで安全・安心出来る阿武町について聞きたいと思います。

本日は、阿武町の「守る対策」についてお聞きします。その守る対策の一つとして、土砂災害等の対策が挙げられます。私達の町、阿武町は第一次産業の町であると同時に、山間地域でもあります。住民の皆様の中には、自宅の近くに裏山や河川を持ち、豪雨や地震などが発生した場合に、心理的な不安をお持ちの方も非常に多いと感じます。また、山の土質に限らず、短時間雨量が 50 ミリを超えた場合、常識が通じない被害も想定されます。いつ誰がその巻き添えになるか分からない怖さです。

集中豪雨の頻度と同時に土砂災害や河川の氾濫などの被害は、今や久しぶりにという感じから、毎年のように発生し、予測がつかない大きな恐怖の一つになってきました。その規模も、今まで経験したことがない。であるとか、著しい被害が出る恐れなどと、気象庁が発表するようになり、全国各地で猛威をふるい、大きな被害が続発しています。今年も 7 月に集中豪雨が発生し、近隣では、岩国市、中国地方では、広島、岡山などで、甚大な被害をもたらしました。それだけではございません。ご存じのように日付が 9 月 1 日に変

わった夜中の大雨、島根県大田市には大雨警報と土砂災害警報が出され、阿武町も非常に強い雨が降り、大雨警報が出されました。又 4 日には、大阪を中心とした台風 21 号が各地で猛威をふるい、関西空港の連絡橋にタンカーが衝突し、連絡橋が一部破損し人々の足を止めました。そして、5 日前の 6 日午前 3 時 6 分の出来事。北海道胆振地方を震源とする震度 7 の地震、厚真町吉野地区のあの山全体の崩れた光景はまさしく山津波であり、自然災害の脅威とあまりの悲惨さ、残酷さを物語るものではないでしょうか。集中豪雨、大型台風、巨大地震は 9 月に入ったたった 1 週間の中にすべて起きたのです。同じ地形で山の麓、裏山に自宅を持つ方々は、きっと我が事のように思われたことと思います。この場を借りて、被害でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りすると共に、現在、被害で余儀なく避難生活を送られている被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

土砂災害などは、大切な人の命を奪うだけでなく、財産や思い出まで、一瞬にして失うものであり、三重の苦しみが伴います。平成 25 年 7 月 28 日、今から約 5 年前の出来事。皆様もご記憶のとおり、山陰豪雨は、阿武町だけでなく、須佐、田万川地区や島根県など、多くの被害を出しました。

復旧、復興も難航し、自然が破壊され、同じ場所、同じ地域に住めなくなる悲惨さもあるということも忘れてはなりません。こういった悲惨な出来事が少しでもないよう阿武町として、さらに踏み込んで住民の皆様や阿武町内に職場を持つ方々に、再度、周知徹底する必要があります。緊急性が伴う大規模な災害の恐れがある場合、予め避難情報の段階で、住民も自主的な避難行動をとることが、助かる重要なポイントと思います。しかし、意識と行動が一致しているかということと必ずしもそうではありません。

最終的には、ハザードマップで示す危険対象区域にお住まいの住民の皆様、各々の判断ではありますが、私の質問は、正しい判断をしていくために、自

治体としても、住民の皆様の危機意識が、現在よりも深く浸透して頂ければという思いからであります。

9 月 1 日は防災の日でした。阿武町も、これまで防災無線放送を通じ、アナウンスをされていますが、今後は、避難準備、避難勧告、避難指示などの頻度も多くなってくることが予測され、場合によっては住民宅に出向き、避難指示を出すこともあり得るでしょう。また、各地で発生する災害現場から多くを学べたと思います。この町から少しでも被害が出ないように周知徹底をはかり、どのような注意喚起を促していくのか。そこで、花田町長に質問します。

今月の 30 日には、阿武町防災訓練もあります。また、国土交通省が各自治体に対し、2021 年度までの策定を求めている防災行動計画、所謂タイムラインもあります。タイムラインとは危険が迫ったときに自治体や住民が出来るべき行動を決めておく防災行動計画で、事前に共有し、迅速な避難に繋げ、逃げ遅れなどを防ぐことを目的としています。また、大規模な土砂災害や河川の氾濫が発生した際には、消防署、災害医療、レスキュー隊、警察、自衛隊、建設会社等の出動要請、避難所の設置、物資の調達、消防団、職員の役割と各自治会の被害状況の把握など、また安否確認等もあり緊急時の防災体制についてどのようになっているのか。きめ細かなことを行われていると思いますが、今一度深く浸透するよう注意喚起を含め、住民の皆様の安心に繋がるご答弁を頂きたいと思います。以上です。

○議長 ただ今の 5 番、小田高正君の 1 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 「集中豪雨に伴う土砂災害の対策について」町民の皆さんが安心して暮らせる対応、また、被害軽減等のためのスキーム、構想及び計画は、と

のご質問であります。近年、地球温暖化等による異常気象の影響からか、集中豪雨による河川の氾濫、土砂災害等、本当に甚大な災害が日本の各地で毎年のように発生しております。

中でも、特に 7 月上旬の広島・岡山などを襲った西日本豪雨災害につきましては、多くの方がお亡くなりになり、また、困難な避難生活が現在も行われております。

私もこの目で、その状況をしかと確認したいと思ひまして、被害の大きいと言われます広島県呉市に車を運転して先般見に行つてまいりましたが、正にまだまだ大変な状況でありますし、呉の方まで行く呉道路、これにつきましてもまだまだ通行不能というふうな状況でありまして、海岸を歩いていく道路 1 本でありますので、大変な渋滞というふうな状況となっております。

また、阿武町には先週の台風 21 号の影響は多くはありませんでしたが、四国から近畿、北陸、北海道地方を縦断、特に関西方面で大きな被害をもたらしたほか、6 日の未明の北海道の胆振地方での地震、これにつきましても死者が今日の新聞で 41 人でしたか、大変な被害をもたらしました。更に、若干小さいわけではありますが、3 日前に阿武町沖を震源とした最大震度 3 の地震がありました。阿武町沿岸から目と鼻の先といわれるような近い場所での地震は、津波の発生を含めて、大変、緊張感を覚えたところでありました。

近年は梅雨前線等により発生する「線状降水帯」により、次々と発生する発達した雨雲が列をなして、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたつてほぼ同じ場所を通過する、または停滞することで作り出される線状に伸びる長さ 50 キロ～300 キロメートル、幅 20 キロ～50 キロメートル本当に細い線状の強力な降水帯であります。これは日本のどこにでも発生する可能性があります。長期間の豪雨と大規模災害は、本当にいつ、どこで起こるか、わからない状況にあります。このことは、阿武町においても当然例外ではなく、議

員ご指摘のとおり、不安に思われている町民の方は多くいらっしゃるのではないかなと思っております。

そこで、災害に対する備え、及び、災害が起こった時のために、町が何を備えて、またどう対応するのかといった指南書を準備する必要があるわけでありまして、町といたしましては、現在「阿武町地域防災計画」を策定していますので簡単に紹介をさせていただきます。

この計画は、基本編が 310 ページ、震災対策編が 98 ページからなりまして、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、町長を筆頭に、教育長、副町長、消防団長、町及び県職員、警察等で組織する「阿武町防災会議」が作成した地域防災計画というものであります。計画では、地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等のほかに、町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定めております。内容的には、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係や町民がその有する全機能を有効に発揮して、町民の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としているものでありまして、前提となる災害は、豪雨、洪水、土砂災害、地震、津波、豪雪などの自然災害と、大規模火災、爆発、放射性物質等の有害物の放出、航空機、それから交通災害等、幅広い事故や災害を対象としています。

また、先に述べました防災関係機関には、行政関係では、役場各課をはじめ、山口県の各組織、指定地方行政機関では、海上保安庁第 7 管区や下関地方気象台、自衛隊組織等、そして指定公共機関としては、NHK や N T T、中国電力等、そして、その他の機関では、災害情報の速報や被災者に必要な生活情報等を伝える萩ケーブルネットワークをはじめ、被災者への融資の斡旋、生活用物資の確保等の協力関係では、地元商工会、それから農協、漁協、

そして災害時における道路及び水道等インフラ施設の復旧には建設業協会これらがここにあたるところであります。

計画書は 400 ページ以上からなって、全てを説明することはできませんが、先ほど議員が質問された内容につきましては、ほぼカバーできているのではないかと考えているところであります。なお、これにつきましてはホームページにも公開をしておりますので、議員にもご確認していただけたらと思います。

また、各地区で毎年行っている防災訓練についても、この計画に基づいて行っておるものでありまして、安否確認等においても、同訓練内において実施しているところであります。

また、町職員の警戒体制や避難所の開設、避難指示等も、この計画が基本となっておりますが、大雨、洪水等の警戒体制といたしましては、事前警戒から、第 1、第 2、第 3 警戒の 4 段階があり、休日、夜間の勤務時間外の場合では、事前警戒、第 1 警戒は基本的には大雨、洪水、高潮「注意報」の発令時で、基準の雨量に達するまでは職員は配置せず、宿日直の方から必要に応じて担当職員等に連絡をしていただくことになっております。

そして第 2 警戒体制、これからが重要であります。注意報と同じく大雨、洪水、高潮これらの「警報」が発令された場合で、町の管理職等から防災当番を作っておりますが、状況によってこれ以外に総務課、施設課、経済課、支所等の一部職員を配備して、防災当番とともに警戒に当たることにしております。

第 3 警戒体制は、避難準備情報や避難指示等が発令する必要があるときで、総務課、施設課、経済課においては全職員のほかに必要に応じて各課、支所等からも職員を配備することといたしております。

なお、第 2 及び、第 3 警戒体制時には、危機管理室に詰めている防災当番

が、これ管理職 2 人が 1 組になっておりますが、山口県の土木情報防災システム等により近隣市の雨量や、雨雲の動き等の状況を把握しながら協議し、避難指示をはじめ災害対策本部の設置につきましては、最終的には私、町長の判断で行うこととしております。

特に、災害が増加している現在は、よく「正常化の偏見」あるいは「正常性バイアス」というふうな言葉もありますけども、空振り覚悟の気持ちで、避難指示等を早めに周知して行くこととしているところでもあります。

なお、同システムの新しい発信情報として、県河川である奈古地区の郷川これの新八幡橋付近に水位計が最近設置され、先週からは水位の情報がリアルタイムで見られるようになったところでもありますので、お知らせしておきます。

ちなみに、今年度における避難所の開設状況等ではありますが、7 月豪雨に関連しましては 7 月の 3 日と 6 日の 2 日間、奈古の町民センター、福賀支所、宇田郷支所でそれぞれ開設しましたが、3 日は福賀支所で 2 人の方、そして 6 日には町民センターで 1 人の方がそれぞれ自主避難をされたところでもあります。

幸いに、今回は大きな被害等はありませんでしたが、今後も、避難所の開設につきましては、早めの開設を行いたいと考えているところではありますが、避難者の皆さんも避難所で降雨状況等が見られるようテレビ等を各避難所に設置することといたしたところでもあります。

なお、当計画につきましては、災害対策基本法第 42 条の規定により、必要があると認めるときには、これを補完し修正することがありますが、今現在、追加を検討しているものとしたしましては、この度の西日本豪雨の際に問題となりました災害廃棄物の処理について、民生課が中心となって策定していく予定としておりますので、策定次第、順次、これの中に織り込んで行きた

いと考えているところであります。

そのほか、既にご案内のとおり、町といたしましては、ソフト事業として、災害に対する現状等を見える化し、地震に対する家の安全性の目安を想定する「ゆれやすさマップ」、そしてこの他に、「津波・高潮ハザードマップ」、さらに「阿武町土砂災害等防災マップ」、これをそれぞれ作成し各戸に配布しているところであります。

また、ハード事業としては山からの土砂や土石の流出を抑える土砂災害防止事業として、県事業ではありますが、近年では、みどり保育園裏の奈古川砂防堰堤、これや、平成30年度完了予定の福賀の中村、野中川の砂防堰堤、これの他、昨年度から工事を始めました奈古の水ヶ迫上の片東砂防堰堤、これを現在整備中であります。

また、町の事業といたしましては、特に津波災害に対応するものとなりますが、宇田郷の尾無地区に、屋外の防災無線の装置、拡声器ですね、を今年度を実施することとしておりますが、今後とも、町の安全・安心を推進、拡充するために、計画の見直しをはじめ、ハード、ソフト事業、それぞれ順次進めて行くとともに、防災訓練等を通じて避難訓練や防災教育も積極的に行って行きたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番 小田高正議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、5番。

○5番 小田高正 答弁ありがとうございました。データで示すとおり、山口県はですね土砂災害特別警戒区域というのが23,788箇所ということで、全国2位という観点でもお聞きしております。それから、土砂災害防止法の一部を改正する法律では、主な課題というところで、広島の土砂災害等を踏まえた課題

という格好で、住民の危険性の認識が不十分という観点からも、お聞きしております。そして何よりも避難勧告等の遅れがすごい弊害になっている。この辺も重ねて質問させていただきました。第 1 スキームから第 4 スキームまできちんと整えられて、ちょっとお聞きしたかったのが避難書の設置のことと、廃棄物の処理について聞きたかったんですけども、それについては今町長からご答弁いただいたので、省きたいと思います。私から 2 点ほど再度お聞きしたいと思いますけども、一つめはですね、防災組織意識もさることながら、災害が発生し罹災された場合ですね、これについて災害復旧工事の負担額上限を定めた条例があると思います。この条例は、激甚災害指定の様に国や県の補助制度を活用する場合だけのものか、この辺についてちょっと 1 点ほど趣旨概要をお願いしたい。

それから、二つめはですね。これは国土強靱化計画を推進する政府や、土砂災害特別警戒区域が全国で 2 番目の山口県がお考えになることかもしれませんが、災害が起こる前の、未然防止策。物理的な要因そのものを除外する。改良することもう一つの対策と思われます。人の命や住宅の被害を軽減するために、土砂災害防止の土地改良、それから砂防ネットなどを個人が申請し、自主的に災害防止策を行ったと認められた場合、本体工事額に対し、規模に応じた補助制度ですね、たとえば 5 パーセントであるとか 10 パーセントであるとか、そういったものが財源が困らない程度に考えられてみられてもいいかなというふうに思います。

これは言わんとしているところは、災害の軽減を図り災害で人の命や財産を失い、転出されることがないようにするためであるとともに、同時にですね、国や県町も災害復旧の復旧歳出が軽減できると思われるんです。従って国の強靱化計画である橋梁点検や阿武町の住宅耐震化診断の助成制度と性格は私は、同じであると考えます。また、成熟化してきた時代の公共政策にふさわしい今

後の、土木建築の姿の一つであると私は思っております。ちょっとお時間をいただいて 2 点についてお尋ねしたいんですけども、簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 町長。

○町長 2 点ありました。私の方から 1 点目についてお答えいたしまして、2 点目につきましては、それぞれ内容は、個人が行うような小規模のそういった防災対策についての補助等のお話であると思っておりますので、わたしの方からもう少し大きな面で申し上げますと、まず、防災につきましては、特に土砂災害、この度も行って、呉の方にも行って広島の方で状況を見てみますと、やはり谷間に住宅が段々と開発されて上ったところが大きな土石流あたり、災害が大きかった。というふうなことでありまして、このことはいろんなところで共通のものがあると思っておりますし、広島もこの度だけじゃなかったということでもあります。また、同じようにいろんなところでその状況を見ておる、そして今日もテレビで言うておりましたが、液状化、これらにつきましてもいろんなところを埋め立てたところが、そういった災害に遭うというふうなことでありますから、私はこの特に土石流につきましては、重要なポイントであるというふうに思っておりますから、これに有効な手段といたしまして、いろいろあるわけでありまして、やはり砂防堰堤あたりは、本当に有効な手段と思っておりますから、いま先ほど例として申し上げましたし、今水ヶ迫の上の、片の上であります、ここで今現在工事を進めておりますが、これ、なかなか山間で大きな事業でありますから、手間がかかるわけでありまして、県の事業にもなりますと手間がかかります。ですからそういったものにつきましては、やはり今年これがやったから、じゃあ来年これに来ましようという話にはならないわけでありまして、そういったことを

含めて施設課の方には計画的に、やるためにはやはりそれぞれ、プライオリティーをつけて、もちろんピックアップしてですね、そして規模、必要性、緊急性、あたりからその重要度、プライオリティをつけてリストアップするように、というふうなことで、今リストアップしてるようでありますから、ここらについては阿武町の事業でありましたら、単独であればできる訳であります。国費の事業、あるいは県費、県の事業になりますとなおさら手間がかかりますので、早め早めにですね、次はこれ、次はこれというふうな形でですね、それも今までのように 1 年間に 1 箇所と言うんじゃ無しに、1 箇所でも 2 箇所も要望してできるようにというふうに指示しております。やはりこのことは、継続して切れ目の無いようにやっていくことがまた、別の意味からでも重要なことであると思っておるところであります。

そして、今までのことにつきましては、補助率等の問題でありますので、施設課長の方から答弁をいたさせます。

○施設課長 災害の負担金につきましてはですね、これは激甚災害に限ったことじゃありませんので、これに普通の災害でも適用するということがございます。

それから小規模治山事業という単県事業がございまして、これにつきましては、国庫の対象とならない私有林地の崩壊地の復旧事業及び予防事業ということになっておりまして、1 箇所の工事費が 100 万円以上、かつ 600 万円未満ということであります。これは、人家で 2 戸以上とかですね、そういう採択基準があります。または道路等が、町道ですね、道路等がある場合、そういった場面に条件がございまして、それから補助率につきましては、1/2 ということになっておりまして、例えば今から例で申し上げますと、100 万円の工事がありましたら、県が 50 万円、それから後の補助残を 1/2 町、それ

から、1 / 2 が地元となっております、100万円でありましたら、町が25万円、地元が25万円と。200万円になりますと県が100万円、町が50万円、地元が50万円と。で300万円になったときですね、200万円を超えた場合でございますますが、この場合県が150万円、町が100万円、地元が50万円。というのが、50万円の限度額が地元負担というのがありますので、これを適用して50万円以上は地元からもらわないというふうな形をとっております。こういったことで、事業に乗れるか乗れないかという、いろんな場面がございますが、この辺につきましては県の判断もありますので、そういった事例がございましたらご連絡をですね、願ったらというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

ちなみに、すみません。小規模治山事業で30年度に要望しておりますのが奈古の大覚寺の裏、それから宇田の郷地区の堀不二夫さんの家の裏、それから、つづらの伊藤繁汎さんの家の下、それから、つづらの村木實さんの家の裏、それから福賀の上万の上村静江さんの家の裏、この5箇所がですね、今県に要望しておるところでございます。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番 小田高正議員「ありません。」という声あり。)

○議長 それでは続いて5番、小田高正君の2項目目の一般質問を許します。

○5番 小田高正 続いて2項目目、読む・書く・考える力等の基礎学力向上についてです。今ある知恵は過去の経験、と誰もが感じて生きていることと思います。日常生活や仕事にしろ、すべては、「教え」からきていると私は感じます。正しい箸の持ち方や、漢字を覚え、その一画を撥ねることなど、どれをとっても、同じことであり、初めて体験することに興味はありましたが正しく理解するためには、悪戦苦闘することもありました。

しかし、今は、ご指導頂いた方々に感謝することがあります。私なりに考えると人様の手を借りて、人と話し、対話があった。つまり、実践という現場があったからだと思います。

そう心に置きながら、勿論、一方では今や情報化時代であり、ネット環境も格段と増し、今後において、IOTシステム、ドローンやロボットなど人工知能、所謂 AI の開発が進むという時代です。定型的な仕事や職種によっては、近い将来、人がどんどん要らなくなる時代が来るとも言われています。現在の学生は、就職活動も大企業だけを選ぶだけではなく、個性が引き出され、AI 等の導入などを含め、将来を見通した就職活動をし、過去とは違い、新しい感性を持っていると思います。また、ネットで資金を調達するクラウドファンディングを利用し、会社を立ち上げ成功している学生も増え、ネットビジネスの新時代を迎えています。

いつの時代も創業者を目指す人材と会社員を目指す人材は、変わらないとは感じますが、第三次産業革命といわれる、この人工知能の進化や副業を認めるパラレルキャリア制度を導入する企業も増えており、個人の生き方や働き方、会社の雇用形態も変わってくることでしょう。

時代の流れもありますが、私の質問は、こういう時代だからこそ、敢えて、しっかり基本を教育してほしいということです。

家庭で教えることは、親がきちんと教える。学校で教えることは、学校がきちんと教える。

行儀、躰などは、愛情を持ち、家庭でしっかりと教え、学校は、学びと部活動を含め、共同生活を研磨するところであると思います。様々な環境下ではあると思いますが、決して、今始まったことではなく、昔から今日まで続く、そして、今日から未来へ続く、基本中の基本であると思います。要領や寛容さ、多様性は基本が出来てこそ本物であり、学校の教育現場では、今こ

そ、先々に通じる教育を期待したいものであります。また、それは、きっと、ふるさと教育にも繋がるものであると信じています。そこで、小田教育長に質問します。

阿武町学習指導要綱には、学年ごとに、教育プログラムが明記され、成果も一つ一つ検証されていると思います。第三次産業革命と言われる人工知能の進化は、これまで、人が行ってきた存在や価値まで変えることになるかもしれません。

しかし、現在、パソコンやタブレット、スマホは、多くの機能がついていますが、読む力、書く力、考える力は向上しているのでしょうか。効率と利便性向上のツールになってきた一方で、私達、大人も失っているものも多いはずで、特に漢字を含め、書く力は低下していると思います。

今から伸びゆく児童生徒に、基本をしっかり学ばせ、やがては、いざという場面で役立つ人材になってもらえればと思います。そのために、読む力、書く力、考える力など、基礎学力向上のさらなる強化について、小田教育長はどう考えておられるのかお尋ねします。以上です。

○議長 ただ今の、5 番、小田高正君の 2 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長

○教育長 それでは、5 番、小田高正議員の質問にお答え致します。ご質問は、「読む、書く、考える力など、基礎学力向上について」でございます。

まず阿武町の児童生徒の状況でございます。全国学力・学習状況調査では、A問題の主として「知識」、身につけておかなければ、後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能などの分野であります。ここでいう「基礎学力」と関連の深い問題であります。この状況でございますが、4

年前からは、この A 問題の正答率が県平均、更には全国平均以上の結果を表しているところがございます。学力向上の取り組みといたしましては、先ほど申しました全国学力・学習状況調査を分析しながら、何をどう取り組むかを作成し、各学校で実行しています。そして 10 月に行われます山口県学力定着状況問題の結果でさらにこれを分析しながら、年 2 回の PDCA サイクルを回すことで、本町の子ども達の学力向上に努めるところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、放課後や昼休みでの九九の計算や、やまぐち学習支援プログラムのやまぐちっこ学習プリントや、学力定着状況問題の過去の問題をするなど、小学校の低学年や中学年で、繰り返し巻き返し、できるまで反復練習を行っております。

小学校では、朝の学習 15 分間を活用して、月曜日は読書、火曜日は漢字スキル、水曜日は計算、木曜日は単作文、金曜日は読書を行っております。特に月、金曜日に行います読書につきましては、保護者や学校運営委員さんによる読み聞かせも行っているところでございます。

さらなる強化という点につきましては、昨年度から教育支援ソフト「Eライブラリー」を導入いたしました。この Eライブラリーは、今、まさに学校で求められている「確かな学力の向上」をテーマとした学習支援サービスであります。学習習熟度別指導や少人数指導といった「個に応じた指導」、「グループ別指導」、「発展的な学習」また「考える授業」と、あらゆる場面で幅広く活用できる機能を持っております。

各家庭には ID とパスワードを渡し、家庭のパソコンから、自分に合った学習プリントを取り出し、勉強することができます。例えば、「中学生が小学校の内容が分からないが学校で勉強するのは恥ずかしい」という生徒にとって、人目を気にせずに家で勉強できます。逆に小学生が、もっと先の勉強がしたいと思った時も、中学生レベルの勉強もできるわけでありまして。さらに

また不登校の児童生徒も、いつでも自分に合った勉強ができる環境が整えられたところであります。

これらは、ハード面でございます。ソフト面、いわゆる基礎学力を定着させるための支えと活用についてでございますが、まず、基礎学力を支えるためには、小さい頃からの様々な体験を通して、目的を決めて粘り強く努力する意欲や忍耐力、他者と力を合わせるための、協調性や誠実性・社会性、情動を抑える自尊心や自信など、人としての人間力を培う必要があります。そうした地盤があつてこそ、基礎学力が染み入るように自分の中に入っていくのではないのでしょうか。

次に活用でございます。成功体験が重要と考えられます。できるようになったことを褒めることで、自信を持ち、自己肯定感が生まれ、さらなる意欲や行動が掻き立てられます。

小さな自信が大きな夢を持つことに繋がり、さらにそれが志へと高まっていけます。せつかく身に付けたものでも、宝の持ち腐れではいけません。活用できてこそ、基礎学力であるべきだと考えます。

では、誰が褒めるのか、何を褒めるのか、でございます。それは我々大人がすべきことだと思います。学校だけに全てを任せるのではなく、家庭ではもちろんのこと、地域全体で子供を育てることでもあります。そうしたなかで子供たちが大人になったとき、自分を育ててくれた町を思う心がふるさと教育につながると考えるからであります。

現在、山口県ではコミュニティースクールを推進しております。敷居を低くし開かれた学校、学校を中心とした街づくりを目指しております。阿武町でも全ての学校で取り組んでおるところでございます。地域の方々が学校に足を運ばれ、読み聞かせやサマースクールをはじめ、様々な関わりをもつていただき、実になる基礎学力のさらなる強化・推進を図って参りたい、その

ように考えておるところでございます。以上で答弁終わります。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番 小田高正議員「はい。」という声あり。)

○議長 5 番。

○5 番 小田高正 ありがとうございます。読む力も、漢字もわからなければパソコンで即変換もできなければ、意味も理解できない。皆さんも多分ですね、私も感じているんですけども、皆さん方も 1 度や 2 度くらい感じたことがあるのではないのでしょうか。これは、決して老化だけではなくて、日頃書く習慣がなくなってるんで、おそらく記憶力の低下だろうと私は思います。調べ物など簡単にインターネットで答えが出る時代なんで、非常に生産性は増したと思います。一方で、先ほど教育長言われましたように、基礎学力イコール小さい時から人間力の向上だよというふうにご答弁されました。おっしゃるとおりだなと思います。パソコンやインターネットで、画面、これからもロボットだけには到底なるはずもないんで、それぞれの場面に応じて人前で少しでも活躍できるような人材にもなっていたきたいために、今回お話をさせていただきました。

そこで教育長、一点ですけども、読む力、書く力、考える力、それから、述べる力を一貫性を持たすために、一つ提案があるんですけども。読書の時間である程度やられていると聞きましたけども、親御さんと一緒に本を選ぶ段階、または新聞でもいいと思うんですけども、その読書の授業の中で書籍とか新聞を学校に持ち込んで、みんなの前で朗読し、感想を書き、そして述べる。そうすることによって漢字も理解できるし、いろんな意味合いも理解できるし、もしかすると経済とかそういったものにも興味が今よりも持つて行くんじゃないか。その辺はですね、昔から皆さん新聞もしっかり読んで、新聞の力って結構

すごいですし、書店に行かれて本もいろんなものを見つけて読む、本が好きな人やったらもうそこだけでわくわく感があると思うんですけども、自分が足りないところを、本っていうものは新しい人と出会うぐらい 1 冊 1 冊あると思うんですよ。そういったことで書籍とか新聞とか読まれた、そういう読書の中でやられて、いろんなことを研磨されたほうがいいじゃないかと思うんですけども、その辺についてどう思われますか。

○議長 教育長。

○教育長 いま、子ども達の読書力を高めるために、国の方針ではございますが、学校図書館整備計画というのも実施されておまして、本町でもそれに取り組んでいるわけです。これは、どういうことかと言いますと、一つは、図書司書を置きましょうと、そのことによって、児童生徒たちが図書館に足を運ぶことの意欲性を高めようと言うことが一つでございます。もう一つの事業の内容は、図書の蔵書を増やしましょうと、これは子ども達の今おっしゃったように、様々なジャンル、興味があるわけでございますがそれに見合うだけの蔵書をそろえるという事業でございます。三つめは、新聞を配置しましょうという事業。これは、各町内の学校にも新聞を配置しており、おっしゃるようにそのような様々な情報を提供することによって、子ども達の図書意識を高めると、これはとても大事なことではないか。それと大事なことは、やはり読書が好きになるという、先ほどもおっしゃいましたように、読むことの意欲、楽しさをどう味わわせるかっていうこと。それは、ある学校学級によりまして、読書ノートていうのを作っておまして、親子で書いたり、その書いたことを担任に知らせることによって書いたことを認めてもらうと、そのような活動をしております。

やはり、今子ども達も実際に忙しい生活の中ではありますが、文字を通して言葉力を豊かにしていくということが大事じゃないかと思うわけございま

す。是非にこれは子ども達だけじゃなくて、議員おっしゃいましたように、家庭の中で親子でやる。ここが温かい人間関係を生まれる、言葉を通して心が豊かになってくる。そのものずばりじゃないかと思います。

学校教育といたしましても、図書館の充実を進めながら図書というか、所謂文字離れが起こらないような、子ども達を育てていきながら、その子どもらがふるさとに帰ってくると、そうなれば最高で、進めて参りたいと思うわけでございます。以上でございます。

○議長 5 番、再々質問ありますか。

(5 番 小田高正議員「ありません。」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、続いて 3 項目目の一般質問を許します。

○5 番 小田高正 3 項目目です。役場庁内の防犯セキュリティ対策についてです。役場庁内には、町民の皆様だけでなく、多くの方が出入りされると思います。また、来庁者の方の対応について、各担当課の事務所内に入り、対応されていることもありますがマイナスの一面もあります。それは、表題で述べた防犯セキュリティ対策です。通常組織は、これらの対策として来客者に対し、窓口カウンターや応接室を設け、対応しています。

一階には、きちんとした窓口カウンターが備えてありますが、二階の総務課、まちづくり推進課には、相談する机はありますが、窓口カウンターがありません。防犯上どうなのでしょう。

総務課の入口には、若い新人の女性がいますが、入口と事務机まで 1 メートルという至近距離です。対応する側からみても、来庁する側からみても、距離が近すぎ、防犯上好ましくありません。また、常に重要書類を机の上に置く役所として、セキュリティ上、改善の余地があります。そこで、花田町長に質問します。

小さな町でも、リスク管理や各種対策は、きめ細かに行わなければなりません。同時に、職員は机から離れる際には、書類は整理し、画面をオフにしたり、業務終了時には、業務用 U S B の管理や机やロッカーの施錠管理など、徹底することが義務付けられていると思います。特に個人情報等、守秘性の高い重要書類やデータ保存用の U S B などの外部媒体などは、取り扱いに最も注意が必要で、紛失、盗難、漏えいなどあってはならず、常に頭に入れて公務をしなくてはなりません。

インターネットウィルス対策もあれば、日々、業務をする上でも、役所内部の防犯セキュリティ対策は、非常に重要です。

よって、レイアウトや職員の配置を含め、町長はどう思われ、どう対策を講じていくのかお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長 ただ今の、5 番、小田高正君の 3 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 「役場本庁の防犯セキュリティ対策及びリスク管理とその対策について」ということですので、まず、現状から申し上げますと、役場内部の防犯セキュリティ対策として、休日夜間につきましては、庁舎管理、電話対応及び来庁者対応のため、萩広域シルバー人材センターに委託して、宿直 2 名、日直 3 名で対応しております。

また、平日は玄関の解錠を朝 8 時ちょうど、それから施錠は夕方 5 時 45 分として、極力時間外に来庁される方の出入りを制限するとともに、西口通用口は解錠を通用口でありますので朝 6 時 40 分、施錠を 19 時 30 分として、出入りする方が宿日直室から見えないために、通用口には防犯カメラを設置して、出入りする方の監視ができる体制としております。

また、来客の対応についてであります。1 階につきましては、まさに窓

ロカウンターや相談コーナー、或いは相談室等を利用することとしておりますが、議員ご指摘のとおり、2 階の総務課、まちづくり推進課におきましては、受付用のカウンターはなくて、協議用の机はあるものの相談コーナーのようなスペースもないため、内容によっては、大会議室や小会議室等で相談を受けている状況であります。

また、入口と職員の机との距離が近すぎて、防犯上好ましくないのご指摘でありますけれども、実は、平成 23 年度に実施したこの庁舎の耐震改修の際に、耐震改修と合わせて庁舎の大改造をしたわけでありまして、総務課へのカウンターの設置も検討したところでありますけれども、スペースがどうしても取れないというふうなことで断念したいきさつがあります。しかし、年々自治会や空き家バンク、移住・定住相談、苦情等で総務課或いは、まちづくり推進課を訪れる方々は増えてきております。その際には、主に入口付近で対応することになりますが、中にはもう勝手に室内に入って来られる方や、打合せ等で室内の協議用机で話をするケースも多く、議員が懸念されておるとおり、至近距離であるために不審者等により職員に危険が及ぶ可能性があるほか、職員の机の上に広げた重要書類等が来客の目にふれる可能性があることも否めない事実であります。

この件につきましては、私も、現状の配置が好ましい形だとは思っておりませんので、今後、2 階のスペースの拡張を含め、配置につきましては再考の上、セキュリティ面での問題が起こらないような環境づくりに努めて参りたいと考えているところであります。

また、職員には事務机の上に重要な書類は置きっぱなしにしないように常々指導しているところでありますが、なかなか全ての職員に徹底できていない状況がありますので、改めて周知、徹底を図りたいというふうに考えます。

次に、阿武町が保有する情報資産に関するセキュリティ対策につきましては、機密性、完全性、可用性を維持するために、平成 16 年 3 月に情報資産のセキュリティ対策について総合的、体系的かつ具体的にとりまとめた「阿武町行政情報セキュリティポリシー」これを策定し、情報セキュリティの確保に最大限取り組んでいるところであります。

具体的には、人的セキュリティ対策として、職員にポリシーの内容を周知徹底するための教育・訓練を、そして物理的セキュリティ対策として、電算室のカード認証による入退室の管理、それから電算機器の物理的な対策をしております。そして技術的セキュリティ対策として、情報資産へのアクセス制限、コンピュータウイルス対策等を、更に運用面では、ネットワーク監視や障害対応等をそれぞれ行っているところであります。

また、近年 IT 化が急速に進む中で、国や民間事業者等での情報漏洩やサイバー攻撃等の事案も増えてきており、こういった事案が発生した場合には、「セキュリティ情報」として全職員に情報提供し注意喚起も行っているところであります。

このほか、県レベルでも自治体における不正通信の監視機能の強化を目的に、山口県自治体情報セキュリティクラウド、これを昨年 4 月から運用開始しているところであります。

いずれにいたしましても、役場内部の防犯セキュリティ対策につきましては、職員全員がその重要性をしっかりと認識した上で、最大限の注意を払い取り組んで参りたいと思っているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番 小田高正議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、5 番。

○5 番 小田高正 セキュリティーポリシーという人的・物理的なことが言われました。電算器具の取り扱いについてもこれは民間でもあると思うんですけども、特に個人情報を扱う民間会社に言えるんですけども、何時何分にどういう個人情報を端末で叩いたか。それが履歴ですべて残っている。で、どういう USB をつけても外しても何時何分にどういう扱いをしたかというのも今、当たり前なんです。特に金融機関については、その辺はすごい厳しいです。保険もすごい厳しいです。そういったように、USB が、事務所から出て行くようなことがあまりないように、あつてはまたおかしいことになるかもしれませんが、その辺についても、やっぱり個のものと、公のものというものが庁舎内には多々あると思うので、その辺についてはご留意していただけたらと思います。

私からは、時間もないので最後 1 点ですけども、すぐできる予防策というのは、物理的なことであれなんですけども、サスマタや警棒を護身用の防災資材ですよ。こういった物も今ないんであればですね、やっぱり小さな町でもリスクは必ずつきものだと思いますので、そういったように何かあったらでは、遅いと思いますのでその辺の予防策の方も図られてみられてはどうか。あと 1 分ですけどもご答弁いただけたらと思います。

○議長 町長。

○町長 始めに USB 等の話がありました。USB 等につきましては基本的には禁止しております。そして、パソコンにつきましても基本的に取り扱いにつきましては、所謂デスクトップじゃない方がやりやすいんですけども、基本的に持ち出しを禁止する観点からデスクトップのものに基本的には全員そういうふうな形に取り扱いさせていただいております。そして、今度は

物理的な対策としてサスマタ等につきまして、これにつきまして保育園、学校等についてはもちろんありますけども、この例えば 1 階の受付のところにあるかと申しますと今無いというふうに思いますので、おっしゃるようなことにつきましては、今から整備を進めていきたいと思っております。以上です。

(ベル 2 回)

○議長 以上で 5 番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

日程第 4 議案第 1 号から日程第 8 議案第 5 号

○議長 日程第 4、議案第 1 号から日程第 8、議案第 5 号までの 5 件を一括議題とします。

まず、議案第 1 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 1 ページをお願いします。議案第 1 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。これは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行によりまして、放課後児童クラブの児童支援人の資格要件の拡大が行われたことに伴う条例の一部改正です。本条例につきましては、阿武町児童館と福賀保育園内でそれぞれ開設をしております、阿武児童クラブ及び、福賀児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。改正の点は 2 点であります。

それでは新旧対照表で説明を致しますので、2 ページをご覧ください。第 10 条第 3 項の放課後指導支援員の資格要件を規定している部分ですが、第 4 号は教諭となる資格を有する者について放課後児童支援員の資格者としている規定であります。これについては、教育免許更新制との関係で分かり難い規定となっていたことを踏まえ効力を問わず、教員免許法上の免許を有する者を対照とするための書きぶりの改正でありまして、かつて教員免許を取得したが免許自体は更新を受けておらず失効している者についても、含まれるとするものであります。

次に第 10 号で 5 年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者、との規定を追加しておりますが、これは中卒者に対し放課後児童支援員となれるようにするためでありまして、実はその上の省略されておりますが第 9 号で高等学校卒業者等でありかつ 2 年以上実務経験がある者、という規定がありまして、放課後児童支援員認定資格研修について、これまで中卒者については研修を受講する資格がありませんでしたが、省令の改正により基準を満たした方には受講資格が認められるようになるという者であります。そして、付則ですが省令の施行日に合わせるためこの条例は公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものでもあります。以上です。

○**議長** 次に、議案第 2 号、平成 30 年度阿武町定住促進住宅（東方）新築工事の請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 議案書 3 ページをお願い致します。議案第 2 号、平成 30 年度阿武町定住促進住宅（東方）新築工事の請負契約の締結について、説明致します。契約の目的は、阿武町定住促進住宅（東方）新築工事です。工事の場所は、阿武町大字奈古地内です。契約の方法は随意契約、プロポーザル方式によって決定しております。契約の金額は、5,964 万 840 円、契約の相手方は、山口市小郡下郷 2227 番地 4、積水ハウス株式会社山口支店、支店長、住田尚彦でございます。

す。

本案件は、奈古東方住宅前の国道及び線路を挟んだ向かい側で、以前奈古高の教職員住宅があった場所に 1 棟 4 戸の住宅を建設するものです。業者選定にあたりましては、公募型プロポーザル方式で実施をしております。決定しました住宅は、別紙資料をご参照頂いたらと思います。

まず 1 ページ目でございますが、これは立面図でございます。それから色等につきましては、まだこれはイメージ図でございます。これは今から決定するものでございまして、この色になったわけではございません。それから最後の 2 ページ目でございますが、左側の方が 1 階でございまして、間取りにつきましては 1 LDK となっております。右側の方が 2 階側で、間取りが 2 LDK ということになっておりまして、全体で 1 棟 4 戸という計画に致しております。以上です。

○議長 次に、議案第 3 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の 4 ページをお願いいたします。議案第 3 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）について、ご説明をいたします。

まず第 1 条は、平成 30 年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は、予算総額に 2,959 万 4,000 円を追加し、補正後の歳入歳出の予算の総額を、27 億 8,830 万 3,000 円とするものです。また、第 2 条は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は別冊補正予算書の第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。

12 ページ、2 款総務費から、副町長。

○副町長

(一般管理費、財産管理費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長

○まちづくり推進課長

(企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

○副町長

(防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長

(まち・ひと・しごと創生特別事業費、山口ゆめ花博推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

○住民課長

(賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長

(指定統計調査費について説明する。)

○議長 ここで、昼食のため会議を閉じます。午後は13時から再開します。

休 憩 11時59分

(12:40～議会運営委員会)

再 開 13時00分

○議長 休憩前に引き続き会議を続行します。

○議長 続いて、民生課長。

○民生課長

(社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保健衛生総務費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(農業政策費、中山間地域等直接支払事業費、林業政策費、商工政策費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

○副町長

(災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長

(事務局費、給食センター費、社会教育総務費、生涯学習振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(30 災農業用施設災害復旧事業費、30 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入の説明をお願いします。8 ページ、13 款、国庫支出金から、副町長。

○副町長

(歳入について説明する。)

○議長 以上で歳入の説明を終わります。次に、議案第 4 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 5 ページをお願いします。議案第 4 号、平成 30 年度阿武

町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）について、説明します。今回の補正は、予算の総額に 2,240 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 6 億 8,810 万 2,000 円とするものです。（歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 5 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書 6 ページをお願いします。議案第 5 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、説明します。今回の補正は、予算の総額に 1,989 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 6 億 6,878 万 7,000 円とするものです。（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

日程第 9 議案第 6 号

○議長 日程第 9、議案第 6 号、平成 29 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、を議題といたします。執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、議案書の 7 ページをお願いいたします。議案第 6 号、平成 29 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、をご説明いたします。

本案件につきましては、平成 29 年度の阿武町一般会計及び 7 つの特別会計の決算につきまして、監査委員さんからの監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、認定をお願いするものであります。

なお、各会計の決算書及び監査委員さんの決算審査意見書、そして主要な施策の実績は、既にお手元にお配りしているとおりであります。以上で、説明を終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出があります。これを許します。田中監査委員、ご登壇ください。

○田中敏雄監査委員 それでは、お手元にお届けをしております平成 29 年度阿武町一般会計及び 7 つの特別会計の決算審査意見書についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により町長より審査に付された平成 29 年度阿武町一般会計及び 7 つの特別会計歳入歳出決算、各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は、次のとおりであります。

審査の対象は、平成 29 年度阿武町一般会計歳入歳出決算並びに平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算のほか 6 つの特別会計でございます。次に、審査を要しました期間ですが、平成 30 年 8 月 22 日から 24 日までの 3 日間をかけて、慎重に審査をいたしました。

続いて、2 ページをお願いいたします。審査の方法であります。町長より提出された各会計の決算は、予算現額及び、収入支出済額については、歳入主計簿、収入命令、調定簿、歳出主計簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等により、財産等については、財産台帳、備品台帳、証券類等によりまして審査をいたしました。経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿等により審査をするとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、かつ合理的であるかについて審査をいたしました。

審査の総括意見でございますが、平成 29 年度阿武町一般会計及び特別会計及び各事業に対し、4 月に平成 29 年度阿武町監査方針を策定しまして阿武町の事務及び事業の執行全般を対象として、経済性、効率性、有効性の観点等に留意して、まず第 1 に、各出先機関との各課の定期監査、2 に、工事監査、3 に、財政援助団体等の監査、4 に、道の駅や高齢者福祉施設など公の施設の指定管理者監査等も行いました。5 に、例月出納検査は、毎月 15 日を原則として 1 年を通して行い、又、決算審査、財政健全化審査及び基金運用状況審査につきまし

ては、8 月下旬に集中的に行いました結果、収入、支出命令等の証拠書類はよく整理されており、22 年度より導入されました、阿武町財務会計システムにより、出納室の計数は指定金融機関の山口銀行との日計照合が随時行われていることにより、その計数は正確であり、過誤はありません。又、今年度も現地へ出向き、柳橋分譲宅地造成工事の状況等を確認し、各種事業の執行についても適法かつ適正に処理されていることを確認いたしました。

次に、一般会計及び 7 つの特別会計の歳入歳出の決算状況は、2 ページの表のとおりでございます。一般会計及び 7 つの特別会計を合算した歳入決算額は、48 億 8,718 万 5,046 円で、歳出決算額は、43 億 6,461 万 2,522 円となり、歳入歳出差引額は、5 億 2,257 万 2,524 円となりました。すべての会計の予算に対する収入率は、100.3 パーセント、歳出の執行率は、89.6 パーセントであります。執行率につきましては、一般会計では、明許繰越費を加味すると 91.2 パーセントで、執行率は下がっている傾向にあり、一般会計の予算の計画的かつ効率的な執行になお一層の配慮と、行政水準の確保、向上を望むものであります。次に、一般会計から特別会計への繰り出し状況は、7 つの特別会計に繰り出され、その繰り出し総額は、2 億 4,392 万 7,800 円で、前年度対比 4.3 パーセントの減であります。繰り出し金は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業や介護保険事業等、国の制度的なものですので、自治体ではどうすることもできませんが、独立採算制を基調とする特別会計の本質に向けて、自主財源の確保等に、なお一層の努力を望むものでございます。

以上、決算審査の総括意見のまとめとしまして、まず 1 点目に、わが国の景気はおおむね良好とされ、大卒の就職率も年々上昇し、完全失業率は 2017 年で 2.8 パーセントと年々改善されている状況にあります。しかしながら、日本の人口も減少傾向にあり、今後の見通しが不透明であります。本町の人口減少の状況から見て、町税を主とした自主財源の大幅な伸びを期待することは難しく、

一方、社会福祉費や医療関係経費など義務的な一定の経費は必要なことが見込まれるなど、非常に厳しい財政環境にあることには変わりはありません。2 点目といたしましては、各事業の推進にあたっては、費用対効果を見定め経営観点をさらに追求することはもちろんのことですが、効果的な予算執行と持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めながら、適正な事務事業の執行をお願いするものであります。3 点目といたしましては、今後の町政運営にあたっては、阿武町の基本計画が目指す将来像を指針として過疎少子高齢化が進む中、阿武町版総合戦略を基に今後とも、各種施策をこまやかに検証し、そして必要な施策を着実に推進され町民が、我が阿武町に住んで良かったと感じ、また町のホームページ等でわが町の特色を強く発信し、空き家バンク、分譲住宅地の整備また、町営住宅の計画的な整備等を活用し転入された方々と一緒になって、町民主体の町づくりが計られますよう、町政の一層の発展を期待するものでございます。

次に、5 ページ目をお願いします。では、一般会計について少しご説明をいたします。一般会計の決算状況は、歳入総額 31 億 4,357 万 8,805 円で、前年度対比 5.8 パーセントの減、歳出総額 27 億 3,743 万 2,686 円で、前年度対比 5.8 パーセントの減でございます。歳入歳出差引額は、前年度対比 6.0 パーセント減の、4 億 614 万 6,119 円でございます。差し引き額には、翌年度繰越事業の財源として充当すべき額 6,463 万 3,483 円が、含まれておりますのでこれを除いた実質収支額は、3 億 4,151 万 2,636 円となり、前年度対比 34.9 パーセントの増となりました。次に、歳入の状況ですが予算現額 31 億 1,658 万 4,591 円に対し、収入済額は 31 億 4,357 万 8,805 円で、予算現額に対する収入率は 100.9 パーセントであり前年度に比べ 0.6 パーセントの増であります。一般会計における自主財源、依存財源の内訳は 16 ページの別表に掲載してございますが歳入の、主たる財源の地方交付税は平成 28 年度が 17 億 2,596 万 8,000 円、平成 29 年度では 16 億 8,485 万 6,000 円

と前年に比べ4,111万2,000円の減となっています。また自主財源の主たる町税は、28年度は2億9,990万7,000円、29年度では、2億9,949万1,000円と前年に比べ41万6,000円の減となっています。そうした中で歳入の調定に対する収入率につきましては毎年99パーセントと高い水準を維持していますが、町税の滞納繰越分につきましては収納率が15パーセント～45パーセントと低いところであります。徴収には、引き続き努力をお願いいたします。

また、自主財源のもうひとつとして考えられるのが、平成21年度より導入された、「ふるさと納税」制度の活用が有効かと思えます。返礼品についても総務大臣の通達も出されるなど、全国各地で様々な取り組みがなされ、注目を受けて大変かと思えます。29年度も多くの方々からのふるさと寄付金を頂きました。今後も、色々な企画や努力をされ、適切な自主財源の確保を計られ健全な、行財政の運営をしていただければと思います。

一般会計の町税、使用料及び手数料等、特別会計の国民健康保険税等の収入未済額の状況は、17ページに掲載してございますが合計の収入未済額は、28年度におきましては、881万3,000円でありましたが、29年度では、130万3,000千円の増となり前年度より未収率が12.9パーセント増加し、不納欠損額も19.6パーセント増加しています。高齢化が進んでいる昨今の厳しい経済情勢の中での収入未済額の徴収は大変厳しいと思われませんが適正な債権管理は、町民負担の公平性や行政への信頼確保の観点から、転出者や連絡がつかない債務者の状況を的確に把握し、適宜法的措置をとるなどを含めてより効率的、効果的な取り組みが必要であります。自主財源の安定的な確保のためにも未収額の徴収については大変厳しいとは思いますが、少しでも未収額が減少するよう限られた時間、収納担当職員の方は大変とは思いますが、関係機関、各課が連携をより密にして、県の併任徴収制度などの収納策に取り組み、計画的な家庭訪問、納付し易い分納等法的に許せる範囲において、引き続き収入未済額が減少するよう

に最大のご努力をお願いするものでございます。

次に、6 ページの歳出の状況ですが、予算現額 31 億 1,658 万 4,591 円に対し、支出済額が 27 億 3,743 万 2,686 円で執行率は 87.8 パーセントでございます。また、不用額は 3 億 4,151 万 2,636 円であり、前年度に比べ、117.7 パーセントの増であります。29 年度は、翌年度繰越額が 6,463 万 3,483 円であり、これは主に福賀高齢者福祉複合施設新築工事、町道長浜西ヶ畑線、東方筒尾線の道路改良工事、柳橋分譲住宅地造成工事などがございます。歳出につきましても、少子、高齢化に対応した住民福祉に係るもの、また、若者や I ターン者等の受け皿となる住環境や、その他多くの生活環境基盤整備等に係るもの等を限られた財源の中で、健全な行財政の運営に真摯に取り組まれておられ、町長以下関係各位の皆様方のご尽力によりまして、町政のなお一層の発展をお願いするものでございます。

次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、7 ページから 14 ページにかけて、阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計を始め 6 つの特別会計につきまして私ども監査委員が、決算審査を通じて意見を付しております。詳しい説明は、時間の関係上省略させていただきますので、決算審査意見書をご覧ください。また、15 ページから 17 ページにかけましては、別表といたしまして、一般会計における自主財源、依存財源の状況、そして、収入未済額の状況を記していますのでご覧いただきたいと思っております。尚、財産に関する調書は、別冊の決算書 285 ページ以降に記載してあります。主なものとして、①に土地及び建物については土地が 3,556 平方メートルの増で、これは町道東方筒尾線、畠田柳尾線、郷川線や、阿武町暮らし支援センターの土地などです。建物は、530 平方メートルの増、287 ページの有価証券や出資による権利にかかる増減はありません。290 ページの基金保有高は 771 万 6,000 円増の 22 億 3,697 万円となっています。291 ページの土地開発基金及び高額療養費貸付基金については、

別紙の平成 29 年度阿武町基金運用状況審査意見書をご覧頂きたいと思います。292 ページの地方債現在高は 23 億 7,255 万 7,000 円で前年に比べ、2 億 83 万 4,000 円の減、293 ページの債務負担行為支出額は 29 年度末までの支出額が、4,892 万 7,000 円で、30 年度以降の支出額は 2 億 4,521 万 8,000 円でございます。尚、個別の詳細につきましては、別冊の決算書 285 ページ以降に記載してありますのでご覧いただきたいと思ひます。

最後に、平成 29 年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書の資料にあります、将来負担比率の状況を見ましても、町の借金であります将来負担額の地方債の将来負担総額 26 億 7,023 万 4,000 円と、貯金に相当します。充当可能財源総額 47 億 6,662 万 3,000 円であり、将来負担比率は数値として表れません。実質公債費比率が、0.0 となったのは県下では初めての事です。誠にいいバランスで将来を見据えた健全な財政運営がなされております。

次に平成 29 年度阿武町基金運用状況審査意見書でございます。土地開発基金、高額療養費貸付金基金のいずれにつきましても、計数は正確で運用状況につきましても適正であると認めました。

今後とも、打てば響く町民一人一人に寄り添う魅力ある町政を継続して頂きたいと思ひます。執行部の 29 年度予算執行における、これまでの真摯なお取組に対し、敬意を表しますとともに、29 年度の決算審査におきましてご協力いただきました、管理職各位をはじめ関係職員の方々に、厚くお礼を申し上げます。簡単ではございますが、平成 29 年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

日程第 10 委員会付託

○議長 日程第 10、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から議案第 6 号、平成 29 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、までの 6 件を会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 6 号までの 6 件については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長 本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼、お疲れさまでした。

散 会 13時36分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 小 田 高 正

阿武町議会議員 田 中 敏 雄